

令和5年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和5年12月7日 午前10時00分 開会  
午後 4時08分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美
書記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 3番 柴田三乃 4番 坂本剛司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	4	坂本 剛司	一問一答	ラーケーションについて	教育長 担当部長
2	7	吉村 始	一問一答	緊急時通報カードの導入について（第2弾）	市 長 担当部長
3	9	松林 謙司	一問一答	視覚障がい者のための音声コードの利用促進について	市 長 担当部長
4	3	柴田 三乃	一問一答	職員のメンタルヘルス対策について	市 長 副市長 担当部長
				学校現場における非認知能力を伸ばす取組みについて	教育長 担当部長
5	1	西川 善浩	一問一答	本市における主権者教育について	市 長 教育長 担当部長
				（仮称）西の山の辺の道について	市 長 副市長 担当部長
6	1 2	増田 順弘	一問一答	道路網の整備について	市 長 担当部長
7	1 0	谷原 一安	一問一答	子育てしやすいまちづくり	市 長 担当部長
				内部統制と行財政改革の課題について	市 長 担当部長
8	5	杉本 訓規	一問一答	葛城市の水道水の水質について	市 長 担当部長
				インフルエンザ助成について	市 長 教育長 担当部長
9	1 4	藤井本 浩	一問一答	手話言語条例制定による取組について	市 長 副市長 担当部長
				J R大和新庄駅について	市 長 副市長 担当部長
1 0	8	奥本 佳史	一問一答	本市の自治体D X推進ビジョンについて	市 長 副市長 担当部長

1 1	2	横井 晶行	一問一答	水道事業について	担当部長
				都市整備事業について	担当部長
				外来種対応について	担当部長

開 会 午前10時00分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知お祈りいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お祈りいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る11月28日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は11名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間に含まれません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

**坂本議員** 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は1つで、ラーケーションについてであります。ラーケーションとは何でしょうかということ、またお話しさせていただきたいと思いますが、これより先は質問席にて進めさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

**川村議長** 坂本剛司議員。

**坂本議員** では、よろしくお祈りします。ラーケーションについてであります。ラーケーション、聞き慣れない単語でございます。ラーケーションとは、ラーニング（学習）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語であります。自治体により言い方が変わりますが、愛知県では、ラーケーションと言っております。沖縄県座間味村では「ごまやすみ」、大分県別府市では、旅と学び（スタディ）を組み合わせた「たびスタ」という言い方で言っております。葛城市で導入の場合は、「かつらぎやすみ」とでも言うのでしょうか。これらは何かと申し上げますと、公立小・中学校、県単位であれば県立学校もということにはなりますが、児童・生徒が、保護者の休暇に合わせて年3日まで任意の平日に学校を休めて、欠席扱いにならない。そういう制度を今年9月から、つまり2学期から始めているところがございます。沖縄県座間味村は新年度から始めるということでもあります。大分県別府市は9月から導入されております。つまり、私は、この制度を葛城市も導入を考えられてはいいかがかと、そういうことを聞きたいと考えております。

私は、会社勤めをしていたときは平日が休みで、土日祝日は仕事を私はしておりまして、会社の有給はございましたが、有給は取れる状況になく、盆も仕事をしておりましたので、

年末年始の4日間ぐらいだけが会社を休むことができ、自分の子どもと休みが重なり、年末年始は、何とか旅行とか家族で過ごす時間が取れたという状況でございました。このように、子どもの夏休み、冬休みを利用すれば、ラーケーションは不要だとも考えられるのですが、そうではなしに、あくまで保護者の休み方改革をして、家族と過ごす時間を増やし、観光需要を分散させ、ワークライフバランスの向上や産業の活性化につなげるのを目的としております。

では、お聞きします。葛城市の小・中学校に児童・生徒を通わせている世帯数は幾つでしょうか。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 皆さん、おはようございます。教育部の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

小・中学校の世帯数につきましては2,396世帯となっております。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 小・中学校の世帯数は2,396世帯ということであります。総務省の社会生活基本調査によりますと、仕事を持つ人の半数近くの43.4%の方が土曜日に働いておられます。3割近くの28.0%の方が日曜日に働いているとの調査結果が出ております。葛城市に単純に当てはめますと、小・中学校に児童・生徒が通っている世帯のうち、そうすると約1,040世帯が土曜日に働いておられる世帯、671世帯が日曜日に働いておられる世帯ということになります。小・中学校ではなくて高校も入れると、もっと増えることになります。愛知県では、こういった事情を愛知県内の各教育委員会も理解して、愛知県54市町村のうち53市町村でラーケーションの日を導入いたしました。唯一、名古屋市だけは導入を見送られておりますが、名古屋市も子どもの目線に立ち、懸念が払拭されるような状況になったら導入を考えていきたいとされております。11月22日の朝日新聞にも、ラーケーションの記事が載っておりました。土日に働いている保護者への配慮、土日に休みづらい仕事をしているご家庭で親子が一緒に過ごす時間を増やしてもらうのが狙いであると。導入されたら、内申点への影響を気にしたり、皆勤賞、今も皆勤賞があるのがちょっとよく私は分からないですけども、皆勤賞に過度にこだわったりする雰囲気はなくし、児童・生徒が休みやすい環境を整えられるというふうに言います。

では、ここでお聞きします。インフルエンザや身内の不幸などで学校休んだとき、いわゆる忌引であります、休んだときは欠席扱いとなりますか。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 出席停止となりまして、欠席扱いにはなりません。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。欠席扱いにならない。つまり、ラーケーションとは同じということであります。

続いて質問をしますが、インフルエンザや忌引では何日間欠席扱いにならないのでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 インフルエンザにつきましては、学校保健安全法施行規則によりまして定められており、出席停止期間は、発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでとなっております。忌引の出席停止期間につきましては、葛城市市立の学校の場合は教職員の期間に準ずるよう決めておりまして、期間につきましては親族により異なります。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。つまり、1日間、あるいは3日間以内というのは欠席扱いにならないということですね。これはラーケーションとも同じということになって、欠席扱いにはなりません。

それでは、続いて質問させていただきますが、インフルエンザや忌引で休んだ場合、受けられなかった授業の内容は、どのように補うことになっておりますか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 基本的には、その間は家庭学習で補うことになっております。ただし、授業で使用しましたプリントなどがある場合には、学校から後日、お渡ししております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。つまり、休んだ間の授業は、インフルエンザ、あるいは忌引で休んだ場合は自宅で補習する。これも、ラーケーションで休んだ場合も、自宅で補習するということになるかと思うんですけども、これらのことを考えると、葛城市のラーケーションの導入もあってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

川村議長 井上教育部長。

井上教育部長 このラーケーションにつきましては、保護者の休暇に合わせて年3日、任意の平日に学校を休めて、欠席扱いにならないことにはなりますが、校外での自主学習活動が前提となっております。現在、導入または導入を予定されている自治体につきましては、行き先はどこでも構わないことになっておりますが、学習活動として本当にそれでよいのかと考えます。また、休んだ日の学習については、家庭学習で補うことになっておりますが、家庭学習で補いきれるのか、教員の負担が増えることにならないかという点についても懸念するところでございます。その観点から、早期の実施は難しいと考えております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。早期の実施は難しいということでございます。インフルエンザや忌引での休みと同じなのに、ラーケーションは実施は今のところ難しい、早期の実施は難しいということでもあります。

ラーケーションは家族と過ごす時間を増やし、観光需要を分散させることも可能であります。平日、家族旅行となりますと、宿泊費も土日前泊より安価で、観光地やテーマパークも安く、空いております。2025年大阪・関西万博の入場チケットももう販売されておりますが、平日は1,500円安くなっております。つまり、平日のほうが安いし、空いていて利用しやすくなっていると言えらると思います。このラーケーションを導入されたら、そのラーケーションを利用して、平日に万博へ行くというのもありかなというふうに考えるところであります。

愛知県では、学校側は児童・生徒が活動計画などを記入するカードを配布して、学校へのカード提出や校外学習後のレポートは求めず、休んだ授業は、さっきも出ましたけれども自宅で補習をする。愛知県教育委員会は、子どもの興味に合わせた校外学習により、学びの可能性が広がると考えているとあります。

さらに、インタースペースという会社がございまして、その会社が運営する母親向けの情報サイト、ママスタという情報サイトがあるらしいです。そのママスタにおいて、ラーケーションの日に関するアンケートが実施されました。それによりますと、ラーケーションの日が全国でも導入されたら、活用したいと考える母親はどれぐらいいるのかというアンケートでございます。回答数2,093人の中で8割近い79.8%の方が、活用したいと思うと答えております。逆に、活用したいと思わないという方が12.4%、その他が7.8%というアンケート結果が発表されております。

葛城市は、子育て世帯が他市町村から移ってこられて、今現在、人口が増えております。燃えるごみは無料。水道料金も安い。子育てもしやすいまちだ。さらに、この私が提案しているラーケーションまで導入すると、他市町村から移ってこられる保護者の方は、葛城市はそんなことまで考えてくれているのか。やるやん葛城市というふうにはならないでしょうか。ラーケーションは、絶対利用しなければならないということはないわけですから、子どもに学校を休ませたくないと思う保護者の方は、利用をしなくてよいわけです。私は、奈良県のほかの自治体の導入、どのようにされるかどうか分かりませんが、導入状況を、様子を見ながら、そのうち機会があれば葛城市が考えるのではなくて、率先して動くべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

**川村議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** 皆さん、おはようございます。教育長の樫本でございます。本日もよろしくお願いたします。

ラーケーションについてのご質問でございますけれども、保護者とともに学校以外で体験活動や探究の学び、あるいは、文化的な経験を得る機会を作ることは、子どもたちにとって大変有益であると思っております。一方、この平日に実施するラーケーションの取組は、休日の分散化を目指す休み方改革の一面と、子どもたちの教育の全てを学校が抱え込むのではなく、家庭の教育力を引き出すことを目指す教育的な一面があると捉えております。そのため、本市においてこれらの一面をどのように整え、そして実施できるのかを研究する必要があると今は考えておるところでございます。先進的に休み方改革プロジェクトとして進める愛知県の53市町村は、この9月から順次、このラーケーションを取り組むと報道されているところでございます。本市の状況と類似している市町村の取組や、その取組を進める際の様々な課題への対応も含めまして、教育委員会として注視してまいりたいと考えております。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。教育長は研究する必要がある、今後注視していくとのことのお答えであります。

最後に、私、今現在、ラーケーション、平日、児童・生徒に年3日休みを与えるというラ

一ヶーションを実施されている自治体に電話をして、ちょっと利用状況を聞いてまいりました。沖縄県座間味村、大分県別府市、この2つの自治体は、ちょっと特殊といえますか、観光地でありますので、その自治体にお住まいの保護者の方は、観光産業に従事されている方が多いわけです。ですので、土日祝日を利用して来られる観光客の方に仕事で対応をされているわけですので、土日は忙しいということになります。愛知県は、また観光地ではありませんけれども、特殊な観光地ではありませんが、実施されています。

まず、沖縄県座間味村は新年度からということでもありますので、大分県別府市は「たびスタ」やられております。教育政策課に電話して聞きました。9月1日から始めているそうです。9月、10月の2か月間で、小学校は4,689人のうち利用申請されたのは209人、割合は4.46%になります。中学校は2,524人のうち61人が申請、利用されました。率にして2.4%であります。この2か月で270件の申請があったというお答えであります。11月ですけれども、11月はまだちょっと人数が出ておりませんという答えです。しかし、この11月は9月、10月を上回る申請があると、そのように答えられておりました。愛知県豊田市、岡崎市、飛島村、この3つにちょっと電話をかけてみました。豊田市と岡崎市に関しましては、9月からはちょっと実施できなくて、10月の中旬ぐらいから本格的に実施しているとのことで、豊田市と岡崎市はまだ数字が出ていない、データがないのでちょっとお答えできませんと、そういうお話でございました。愛知県飛島村は日本一リッチな村と、裕福な村というふうに言われておりますが、飛島村の教育課に聞きますと、10月10日から12月4日、私が電話で聞いたのは12月4日でございます、その間、生徒数400人のうち申請は15人あったと。率にして3.75%というお返事でございます。

以上でございますが、おおむね保護者には好意的に捉えられていると考えます。葛城市にも導入を前に進めていただくことを、私、要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**川村議長** 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

次に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 改めまして、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回の質問は、緊急時通報カードの導入について、第2弾ということでございます。緊急時通報カードというのは私が便宜的につけた名前なんですけれども、今年の3月に一般質問を行いました。議長のお許しを得まして、今回も毎回恒例のパネルを用いながら、質問の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

**川村議長** 吉村始議員。

**吉村議員** では、緊急時通報カードの導入についてお伺いをいたします。先ほど申しましたように、私が便宜的につけた名前でありまして、緊急時通報カードというものにつきましては、今回の



質問が第2弾ということになりますけれども、最初の質問は今年の3月に行いましたので、ちょっと前回のおさらいをしたいと存じます。今掲出しましたこのパネルの図は、緊急通報の一例を示すイメージでございます。突然倒れた人を助けるために、居合わせた方が119番通報して救急車を要請しようとしています。今回の質問では、救護を要する方を要救護者というふうにしたいと思います。もし要救護者が突然に意識を失ってしまった人であった場合とか、あと、常というわけじゃない、状況によってなんですけれども、視覚障がい者であったりとか、日本語が通じない外国人などであった場合、たまたま居合わせた方で119番通報をする方、今回の質問ではこの通報者と呼びますけれども、即座にコミュニケーションが取れないという場合も考えられるかと思えます。通報者が要救護者の家族やパートナーなどであれば、要救護者の病歴などを通信指令センターの職員に伝えることができます。しかし、見知らぬ人の情報を知ることが困難でありますので、要救護者の情報を聞かれるということは、通報者にとっては時には負担になってしまうというふうなことになってしまうと思えます。もし、要救護者が緊急時の連絡先などの情報を記したカードを所持していて、通報者と、それから通信指令センター、自治体などがカードについての共通認識を持っていれば、緊急時の通報がスムーズになるというふうに考えております。これが、緊急時通報カードということでございます。

さて、私は、緊急時通報カードを導入することにより、3つの効果が期待できるのではないかと考えております。実を言いますと、3月に一般質問したときは、通報者が通信指令センターに電話するとき、このカードがあれば助かるなということで、目的は通報者の負担軽減ということ、これが1つだけだったんですけれども、私の一般質問を前回の一般質問を聞いた方、また、私、ニュースを出しておりますけど、そのニュースを読まれた方が、ほかにもこんな利点があるよということで教えていただきまして、今回3つに増えたというわけでございます。3つの効果は何かと申しますと、1つ目に、通報者の負担軽減ということであります。それから2つ目に、要救護者、救護される方の意思を尊重する。要救護者の意思尊重ということ。そして、3つ目に、互助・地域力の向上ということになっていきます。もうこのカード1枚、このことで互助・地域力の向上ということ、もうえらく大きく出たなというふうに思われるかもしれませんが、これらの効果については、また今回の質問の中で述べていきたいというふうに思っております。

さて、私の提言する緊急時通報カードの目的は、第1番目には通報者が使って助かるカードにするということでありまして。私たち誰もが突然要救護者、あるいは通報者となって、救急車を要請しなければならない場面に出くわす可能性があるわけでありまして。もし、要救護者が緊急時通報カードを所持していて、通報者と通信指令センター、自治体がカードについての共通認識というものを持っていれば、緊急時の通報がスムーズにいくのではないかと今年の3月議会にて導入の提言をいたしましたけれども、今回の質問では、新たに要救護者の意思を尊重するために、この緊急時通報カードにそういった欄を設けておくということなどについても提言をしたいと思っております。

さて、葛城市内で救急車を要請するために119番したら、これは奈良県広域消防組合につ

ながることになっております。3月の質問では、奈良県広域消防組合では、奈良市と生駒市を除く37市町村からの119番通報は、全て橿原市の消防本部内にある通信指令センターへ入電することになっているとの答弁をいただいております。また、消防本部の通信指令センターが119番通報を受けた際、これは聞くべき項目などはあるのかという質問に対しましては、通信指令センターにいらっしゃる通信指令員は、通報者との会話中でも出動指令をかけており、必要な情報、例えば持病とか、それから飲んでいる薬など、そういった情報を出動隊に伝え、最善の活動が行えるよう取り組んでいるという答弁をいただいております。つまり、ここがポイントだと思うんですけども、救急の際に聞かれる内容が決まっているということでもあります。つまり、聞かれる内容をスムーズに答えることができれば、通報者と通信指令センターの職員双方の負担が少なく、そういった通報が行えるということでもあります。要救護者が現在通っている病院や服用をしている薬について、要救護者と通報者が、この2人、両者がこれ家族であれば、知っていてすぐ答えられるような情報が、お互い面識がない関係であれば答えることはできません。しかし、緊急時通報カードを要救護者が所持して、必要な情報を得ることができることを共通の認識としてみんなが持っていれば、通報がスムーズに行われ、要救護者が早く助かる可能性も高まると考えるものであります。

さて、このような事態が起こったときに、救急車の出動を要請するわけでありましてけれども、市内の救急車の出動回数について、年ごとにどのように変化しているのでしょうか。前回は、平成30年からの5年間の数字を伺いましたが、今は、令和5年をあと1か月残している状態でありまして、今回は平成31年、令和元年から今年の方までお伺いをしたいと思います。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 改めまして、おはようございます。総務部の林本です。よろしく願いをいたします。ただいまの吉村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

葛城市内における救急車の出動回数につきましては、奈良県広域消防組合の報告によりますと、まず平成31年、令和元年が1,891件、令和2年が1,755件、令和3年が1,914件、令和4年が2,213件、そして本年令和5年が2,224件、こちらは11月末現在となっております。なお、こちらの統計は年度単位ではなく、年単位となっておりますので、ご了承願います。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 葛城市内の出動回数については、令和5年、あと1か月残していますけれども、11月の末までの11か月で2,224件で、既に令和4年の2,213件を上回っているということでもあります。では、奈良県広域消防組合の参加自治体内全体での救急車の出動回数の推移はどうなっていますでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 奈良県広域消防組合管内における救急車の出動回数につきましては、同じく奈良県広域消防組合の報告を受けておりますので、ご説明をさせていただきます。まず、平成31年、令和元年が5万1,723件、令和2年が4万6,750件、令和3年が4万9,674件、令和4年が5万7,703件、そして本年、令和5年が5万5,190件、こちらも11月末現在となっております。

こちらの統計も年度単位ではなく年単位となっておりますので、ご了承願います。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 広域におきましても、もう令和4年が直近では一番多かったわけですがけれども、令和5年もこのままいきますと、もう過去最高というふうになる見込みであるというふうなことであります。

さて、この間、新型コロナウイルス感染拡大がありました。でありましたけれども、今年の5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類に移行されました。これらのことが出勤回数に与えた影響とか、それから出勤理由の変化について、葛城市、もしくは、奈良県広域消防組合はどのように認識をされていますでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** こちらにつきましても、奈良県広域消防組合に確認をさせていただいております。奈良県広域消防組合の見解といたしましては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行された5月以降の出勤回数は葛城市内、奈良県広域消防組合管内ともに増加傾向となっており、全国的にも同様の状況であるとのこととございます。搬送理由といたしましては、発熱や体調不良などの急病を理由とした救急搬送が増えているとのこととありました。また、年齢別の傾向といたしましては、未成年と高齢者の搬送が増加しており、高齢者にあつては、急病の方が増加、未成年者では、運動競技による救急搬送事案が増加しているとのこととございます。こうした傾向は様々な要因が考えられますが、5類への移行に伴って、人の接触機会や動きが増えたこと、すなわち、日常生活において多くの点でコロナ前の状態に戻ったものと認識をしております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 多くの点でコロナ前に戻ったという認識を示していただきました。市長におかれましても、コロナが発生して以来、ずっと防災服を着て対応されていたわけですがけれども、今は平時の服、平服に戻られているということとありますね。

さて、3月の一般質問で、私は、葛城市の高齢化率をお伺いいたしました。そのときいただいたご答弁によりますと、葛城市の平成30年度から、毎年4月1日の外国人を含む住民基本台帳人口における高齢化率は、平成30年の27.0%から令和4年の27.9%まで、27%台を緩やかに上昇しているとのこととありました。葛城市は、人口が微増状態にあることもありまして、県内のほかの自治体に比べて高齢化率は若干低いのではないかなというふうに思うわけですがけれども、令和5年の数字はどのようになっていますでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

葛城市の令和5年4月1日の外国人を含む住民基本台帳人口における高齢化率は、27.8%とございました。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** まだ28%を下回っているというような状況とありました。また、3月にもお答えいただい

たんですけれども、改めて現時点で、将来予測されている数字をお答えいただけたらと思います。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 高齢化率の将来予測でございますが、令和2年度に策定しました葛城市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画におきまして、平成28年度から令和2年度までの住民基本台帳の推移を予測したデータでは、令和7年、2025年の高齢化率は28.1%、令和12年、2030年度につきましては27.9%と予測しております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 緊急時通報カードは、私は、奈良県広域消防組合の参加自治体内、全体での導入を提言するものでありますけれども、つまり、広域での利用によって、より実効性が高まるというふうに考えるものであります。というわけで、奈良県広域消防組合に参加している37市町村の平成30年度からの高齢化率の推移をちょっとお聞きしたいというところでありまして、抽出するのがちょっと大変だというふうに思いますので、奈良市と生駒市とを足した奈良県全体の数字についてお伺いしたいと思います。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 奈良県の年齢別の推計人口でございますが、人口における平成30年度からの高齢化率の推移でございますが、毎年10月1日の高齢化率は、平成30年度が30.8%、令和元年度が31.2%、令和2年度が31.7%、令和3年度が32.2%、そして令和4年度が32.4%と発表されております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** では、先ほど葛城市の数字をお答えいただきましたけれども、現時点で将来予測されている数字については、どうなっていますでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 奈良県内の将来推計でございます。令和7年度につきましては33.2%、令和12年度につきましては34.8%と予想されております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 予想通りといいますか、葛城市は28%未滿で推移しているのに対しまして、もう奈良県全体ではもう既に30%を超えておりまして、およそ3人に1人が高齢者というような状況になってきております。葛城市内での緊急時通報カードのニーズも年々高まるのが予想されますけれども、広域では、更に使用ニーズが高いのではないかとこのように思います。改めて、広域での導入により、このカードの真価が発揮されるのではないかとこのことを申し上げておきたいと思っております。

ところで、3月の一般質問で、葛城市に現在、聴覚にハンディキャップをお持ちの方の数を伺いましたところ、聴覚障がい者の身体障害者手帳を交付されている方の人数は、令和5年2月末で、葛城市内は150人おられるとのことでありました。これにつきましても、奈良県内にいらっしゃる聴覚にハンディキャップをお持ちの方の人数、このことについてもお伺いしておきたいと思っております。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 奈良県内における聴覚障がい者の身体障害者手帳交付人数でございますが、奈良県に確認しましたところ、奈良市を除く、令和5年11月時点で4,454人おられるということでございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今の人数も奈良市と生駒市とを含んだ数をお答えいただきましたけれども、聴覚にハンディキャップを持った方についても、緊急時通報カードは、広域での使用ニーズがあって普及させる意味があるのではないかとこのように考えております。

さて、続きまして、在日外国人の中でも、ニューカマーの方についてお伺いをしたいと思っております。仕事を求めて来日されたなどの事情で、市内に住んでおられる外国人の中には、日本語が理解できない方も結構いらっしゃるのではないかなと推察いたします。在日外国人の人数につきましては、去年の9月議会で柴田議員が、市内在住外国人への対応について一般質問をされ、そのときのご答弁では、令和4年8月1日現在において、在留カードまたは特別永住者証明書を所持し、住民登録されている方が420人おられたということございました。これを踏まえまして、今年3月に私が同様の質問を行った際は、令和5年3月1日現在において、在留カード、特別永住者証明書を所持されている方が440人おられるとのことで、1年たないうちにおよそ5%増えたとのことございました。今年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、先ほども申しましたように2類相当から5類に移行されました。その影響で訪日外国人が増えたのではないかと推察するものでありますけれども、現在、市内に住んでおられる、あるいは、奈良県内に住んでおられる外国人の人数はどのようになっていますでしょうか。また、コロナ禍の影響もあって、ここ数年間の人数の推移はほぼ横ばいであったと思いますが、今後の見通しについてご所見があれば、お答えいただきたいと思っております。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** おはようございます。市民生活部の前村でございます。よろしくお願いたします。

葛城市に住民登録をされている外国籍の方は、本年12月1日現在で504人おられ、議員の前回ご質問時より64人増加しています。国籍別では最も多いのは、前回同様、ベトナム国籍の方、続いて韓国、中国となっており、この3国で全体のおよそ7割を占めている状況でございます。

次に、ここ数年の推移でございます。まず、本市の状況でございます。いずれの年も3月1日時点の人数で申し上げます。平成31年が384人、令和2年が416人、令和3年435人、令和4年385人、本年、令和5年が440人で、直近12月1日現在、504人となっております。そして、奈良県の状況でございますが、こちらは総務省住民基本台帳に基づく人口で、いずれの年も1月1日時点のものでございます。平成31年が1万2,516人、令和2年が1万3,752人、令和3年、1万3,865人、令和4年、1万3,674人、本年、令和5年が1万5,308人となっております。本市、奈良県とも、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる一時期の減少は

あったものの、増加傾向でございます。今後の見通しでございますが、新型コロナウイルス感染症が収まり、外国人技能実習生を受け入れられる企業も増えてまいりますと、増加傾向は続くものと考えます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今後、外国人技能実習生を受け入れられる企業が増えてくれば、今後も増加傾向が続くというふうなことでございますね。たまたまなんですけども、私、今年なんですけども、とあるバーベキューパーティーで、外国人技能実習生、県内の企業にお勤めの若い外国人の方々とちょっとふれあう機会がございまして、やっぱりベトナム人が一番多かったですね。ほかにネパールの方も来られていて、中には日本語も堪能な方もいらっしゃいましたが、ほとんど日本語がちょっとなかなか理解できないという方もいらっしゃった。身近な会社に海外からこの見知らぬ国、日本に来て働いていらっしゃる方がたくさんおられまして、そして日本の社会を支えてくださっているんだなというふうなこと、本当に短い間での交流でしたが、そういうことを実感した次第であります。そういった方々には、ぜひとも日本に来てくださったわけですから、日本という国がよかったな、いい国だったなと思って帰っていただきたい。もう日本に来て懲り懲りだというふうなことがないように、そういったことも切に願うものであります。

さて、話は変わりますが、今年の6月23日にLGBT理解増進法が公布されました。これを受けまして、今年9月に、これもちょっと柴田議員なんですが、LGBTに対する市の取組について一般質問をされました。そのときに葛城市へのパートナーシップ制度の導入を提言されました。私も人権尊重の立場から、国が十分な法整備をするまでに、まだ時間を要すると思われまますので、ぜひ葛城市もパートナーシップ制度の導入を検討されることを要望するものでありますけれども、改めて市のお考えを伺いたいと思います。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ご答弁申し上げます。

本市で検討を行う中、葛城市単独の制度では、効力は当然市内だけに限られてしまうことになりまますので、市町村単独よりも、例えば東京都や大阪府のように都道府県単位、または、京都市や堺市のように政令指定都市単位といった広域での導入が望ましい。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が、国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に本年6月に公布、施行された。このことを鑑みても、広域での導入がより実効性のあるものと考え、奈良県へもその旨要望しているところ、県のほうもこの制度の導入について検討されているところでございます。引き続き検討を進めてまいります。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 検討、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

現在は、性は多様であるというのは、これは事実でございますので、そういう事実に対する認識がされるようになってきて、性的マイノリティーの当事者の方々も勇気を持って声を上げるようになってきています。今年7月には、音楽グループ、AAAのメンバーの1人である與真司郎さんがゲイであることをカミングアウトされました。ポップスターの勇気ある行動が、多くの性的マイノリティーの方々に希望を与えているんだということで、今話題になっております。このような状況の中で、同性による婚姻を認めるなど、性的マイノリティーの人権について、国による法の制定が急がれるべきであるというふうに、私も考えるものでありますけれども、まだまだ議論は十分ではなく、時間がかかるという状況で、現在、過渡期にあります。パートナーシップ制度は、性的マイノリティー当事者にとっては一歩でも半歩でも前進だと思っておりますので、再度ご検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

というわけで、先ほどちょっとご答弁にもありましたように、パートナーシップ制度は有効な制度なんですけど、その効力といいますか、残念ながらパートナーシップ制度を導入した自治体内にとどまるわけでありまして、葛城市でも何度かご講演をいただいている、性と生を考える会で、性的マイノリティーや性の多様性について、啓発、交流、相談活動を行っていらっしゃる中田ひとみさんから、緊急時通報カードについて、性的マイノリティーやおひとりさまにも対応できれば、より有効である、効果的であるというご助言をいただいております。家族には、よく一般的にイメージされる家族ではない非典型的な家族もあるわけでありまして、そういった家族や、あるいは血縁、法的以外の関係、こういったものに対しても対応しますよというふうなことが、緊急時通報カードが対応可能であるということが周知されるということ、そして医療、緊急現場においても、多様な関係性における対応が適切に行えるように周知される、こういった取組が必要であるというふうなアドバイスをいただいているところであります。

さて、要介護者が緊急搬送されたときに面会が許されるのは、これ、あくまでもこれは個々の病院の判断である、現状としてもそうですし、これからも個々の病院の判断であるべきであると思っておりますけれども、大体会面が許されるのは家族のみということが多いわけでありまして。今介護でも何でも、まずは家族で助け合いなさいということになっておりますけれども、様々な事情で家族と疎遠になっているとか、家族と関わりたくないと考えておられる方も多いということで、これ社会問題になっております。また、先ほどから触れておりますように、人生のパートナーの形も多様化してきております。要介護者が望む人を病院に呼べるようにするという事は、人として尊重されるべきと考えますけれども、人権尊重の立場からご見解をお聞かせいただきたいと思います。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ご答弁申し上げます。

法律上の家族である、ないに関わらず、人生のパートナーなど要介護者自身が望む人と病院で面会できるようにすることは、尊重されるべきであると考えます。医療機関に要介護者の意思を事前に伝えるために緊急連絡先カードを活用することは、その1つの方策であると考えます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。今し方、医療機関に要救護者の意思を事前に伝えるために、緊急連絡先カードを活用する方法があるというふうにご答弁をいただきました。パートナーシップ制度の導入には一定の時間がかかることが予想されるわけですが、ご答弁くださいましたように、緊急連絡先カードの活用は、要救護者の人権を保障する一手段だというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 例えば、夫が病気や事故で緊急搬送され、病院で妻が夫に面会し、説明を受ける。夫と妻が逆のパターンもございますが、これについて、私たちは当然のこととっております。一方で、このような法律婚の関係と同様に、信頼で結ばれたパートナーについて、人権の立場としましては、少数の弱い立場に置かれた方の側から物事を考え、それがかなわないということを当然のこととしてはいけない。社会一般に対し、啓発を行い、誰もが生きやすいような社会の仕組みについて考えます。病気や大けがで緊急搬送をされた際、診療への立会いや病状説明を受けられるのは家族等とされ、実際の医療現場では、性的少数者のパートナーは排除されることが多い中、そんなもしにも備え、医療現場で提示する緊急連絡先カードを性的少数者の支援団体が独自に作成し、当事者に無料配布されています。議員ご提案の緊急連絡先カードにこの趣旨が反映されることは、意義深いことであると考えます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今ちょっと触れていただきましたが、緊急時連絡先及び医療情報提供意思表示帳というものをちょっと私も手元にございますけれども、これを今し方ご紹介いただいたように、これにつきましては、緊急時連絡先及び医療情報提供カード製作有志の方が作られているものがあります。この中で、今申しましたこの3つの効果のうちの要救護者の意思尊重ということが、これが大事だといったことはこのことをございますして、このカードの中にも社会的対応という欄がございますして、そこには連絡をしたくない人ということを書く欄もございます。やっぱりこういった意思表示ができるということは大事なんじゃないかなというふうに思います。

これで、この緊急時通報カード導入で期待する3つの効果のうち、通報者の負担軽減と、それから要救護者の意思尊重、この2つについてちょっと今までここまで参りましたということで、別の観点から質問をしたいと思えます。緊急時通報カードは、1つ目に、救護を必要とする方が携帯をしているということ。2つ目に、通報する方が、通報者がカードの存在を知っていることですね。それから3つ目に、通信指令センターの職員がカードの内容を熟知しており、通報者に適切な指示を出せることによって実効性が発揮できるというふうにございます。奈良県広域消防組合エリアの全自治体の共通認識があり、普及に努めることが望ましいと考えるがどうかと、3月議会で私、お伺いをしたんですね。そのときに、当時総務部長であった今の東副市長ですけれども、こういったカードは緊急時には大変有効な手段であると思えます。今後、葛城市としてどのような方法が取れるのか普及も含めて研究してまいりたいと、力強いご答弁をいただきました。改めて市のご見解を伺いたいと思えます。



ところが、一口に緊急時通報カードといいましても、そこにはもう本当に様々な、もうここまで来ただけでも様々な機能や役割があるということが分かりました。それらを一度に検討するのは難しい話ですので、その役割として、先ほどちらっと触れました日本語が話せない外国人の方が要救護者になったというケースを1つの例として考えてみたいと思います。では、外国人の方が要救護者になった場合について、葛城市としてどのような方法が取れるのか、現時点でどのような検討がなされているのでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員から本年3月議会においてご提言のありました外国人の方を対象とした緊急時通報カードにつきましては、要救護者の外国人の方が、病状等が悪く、自ら119番通報が不可能な場面において、代わりに居合わせた救護者の方に119番通報を依頼するツールとして有効な手段であることから、調査研究を行っているところでございます。

その過程において、クリアしなければならない課題が3点ございまして、まず1点目が、重要な個人情報が記入されたカードを持ち歩くリスク管理でございます。この点におきましては、外国人の方の場合は、例えば、私は言葉がうまく話せませんので、私の代わりに救急車を呼んでくださいなどのメッセージ内容だけを記入したカードを活用するほうが、普及促進につながりやすいといった、他市町村の事例などを参考に研究しているところでございます。

次に、2点目といたしましては、ただいま外国人の方を対象として申し上げましたが、緊急時通報カードは、全ての方を共通化するというものではなく、要救護者の方が、その方のニーズに合わせた情報を記入され、通報者が通信指令センターとのやり取りの中で、可能な限り正確かつ迅速に情報の伝達が行われることが重要であると考えております。そのことから、緊急時通報カードに記入された情報が最新のものであることが前提となり、できる限り容易に更新できる方法も研究する必要があると考えます。

最後に、3点目といたしましては、最終的に通報者の方が安全かつ負担のないよう利用していただくカードであるべきという観点から、利用方法については一定のルールを設ける必要があります。例えば要救護者の方がどこにどういう形でカードを携帯するのかや、通報者の方へどのように提示するのかについても慎重に研究する必要があります。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今、幾つか検討していただく中で問題点というものを幾つか挙げていただきました。まず、個人情報の問題もでございます。これにつきまして、私は、この緊急時通報カードについては全ての欄を埋めなければいけないというのではなく、これはもういわゆる要救護者の意思を尊重するということも含めまして、記入したいところだけ記入していただくという形にする、ルールを緩くしておくということがこれは大事なかなと思います。それからあと、書かれた情報を最新のものとするという前提がこれがあるということですね。それはそうだろうと思います。この緊急時通報カードに書かれている病状がちょっと古い情報であって、それに従って誤った処置がされるということになっては、これ問題でございますので、この辺りも

問題となってくるかなというふうに思います。

さて、何のために、改めまして、緊急時通報カードを導入するのかというこの目的の第一なんですけれども、通報者と通信指令センター職員とのやり取りをスムーズにして、正確な情報を共有できること、そして、それによって何よりも要救護者の命を救うことだというふうに思っております。これが、今回の議論の本質だというふうに思います。カードの形とか、そういった内容とかについては、その後についてくる話だというふうに思いますので、それを踏まえた上で、ちょっと続いてお伺いをしたいと思います。

さて、奈良県広域消防組合において、私が提言する緊急時通報カードとは、利用するタイミングと、それから役割、若干異なるんですけれども、外国人の救急対応におけるほかの手段があるというふうに聞き及んでいるんですけれども、ちょっと興味があるのでどのようなものかお伺いしたいと思います。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 緊急時通報カード以外の手段で、外国人の要救護者を対象とした奈良県広域消防組合における主な取組を確認しておりますので、ご説明申し上げます。

まず、外国人の方が自ら119番通報が可能な場面において、奈良県広域消防組合の通信指令センターにおいて、受報時に日本語を話すことができない場合は、通訳コールセンターを介して本人と通信指令センターの三者間同時通訳システムを利用することで、リアルタイムな対応が可能となっております。なお、対応の言語につきましては、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の5か国語で、24時間365日の対応となります。

次に、救急車が現場に到着し、救急隊員が要救護者である外国人の方と日本語での会話ができない場面では、総務省から提供された多言語音声翻訳アプリである救急ボイストラを利用し、対応可能となっております。なお、こちらの対応言語につきましては、先ほどの三者間同時通訳システムに加え、タイ語、フランス語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語の14か国語となっております。

以上、緊急通報カード、三者間同時通訳システム、そして救急ボイストラは、それぞれ利用のタイミングは異なりますが、外国人の方の救急救命の現場では相互に補完できる関係にあると考えております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 緊急時の通報手段につきましては、技術革新がどんどん進んでいることなどに伴いまして、今し方ご紹介くださいました方法など、様々な手段が開発されております。私は、緊急時の通報手段には複数あるのが望ましいと、選択肢はたくさんあるほうが良いというふうに考えております。理由は、それぞれの手段には特徴があります。デジタルなもの、アナログなものもあります。使用する人も、通報者に重きを置いているのか、あるいは救急隊員に重きを置いているのか、利用のタイミングも様々であると思います。アナログな手段である緊急時通報カードも、この中において重要な選択肢の1つである、ぜひとも進めていくものであるというふうに考えております。先ほど述べましたけれども、緊急時通報カードの個人情報につきましては、これは、携帯される方の判断で必要な箇所のみが記されると。あくまでも任

意で使ってもらおうというふうなのがいいと。これは私の一貫した考えであります。

さて、3月議会で、緊急時通報カードの導入に至るまでに想定されるスキームについてお伺いをしたところ、取りまとめの主体を県とするのか、各市町村とするのか、または、奈良県広域消防組合とするのか協議が必要となってくると思われるので、この緊急通報カード導入、普及の要望をあらゆる機会で行っていくことが賢明と考えますというふうなご答弁をいただきましたけれども、その後、実際に検討をしていただいて、現在はどのように考えておられますでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 緊急時通報カードの導入に当たっては、その仕組みについてしっかり議論し、カードに記入された情報内容によっては、取りまとめの主体をどうするのか、それに伴い、緊急時通報カードの共通認識をどう図っていくのかというような大きな課題があると考えております。今回の議員のご提言は、あらゆる人たちが緊急時通報カードを正しく理解し、普及させることで、要救護者の方々の意思が尊重され、誰もが安心できる住みよいまちづくりの実現につながるということかと考えます。そのためには、消防行政の単位から見ますと、より広域的な働きかけが必要と考えますが、現実的には、試験的にスモールスタートで様々な課題をクリアしていく方法も選択の余地があるのではないかと考えております。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** なるほどとお伺いいたしました。私は、緊急時通報カードは、広域化してこそ、より実効性があるだろうというふうな考え方ではありますけれども、一度にというのも、これ難しいことであるということは理解をいたしました。試験的にスモールスタートで行ってもらい、様々な課題をクリアしていく。実際に運用しながら、ちょっと問題点を探していただく中でやっていくということも、現実的な方法かなというふうに思いますので、ぜひ引き続き検討をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

さて、では最後に、市長にお尋ねをいたします。私が提言する緊急時通報カードは、葛城市内のみで使うものではなく、奈良県広域消防組合参加の37市町村で共通化して使うほうが、最終的にはこれは効果的であろうというふうに思います。また、通報者や通信指令センターの職員の負担を軽減するのみならず、要救護者の人権を尊重するんだという機能も、今回、一般質問して、持たせられることが分かりました。3月議会で、緊急時通報カードを私提言したときは、阿古市長からも、緊急時に命を救うツールの1つとして、とても優れた考え方だというふうに評価をいただきまして、おかげさまで、私はこれはいけるなと思って、今回の質問につながったわけであります。市長は、前回のご答弁で、マイナンバーカードを活用して既往歴やかかりつけ医などを把握し、医療機関に円滑に搬入するシステムについてもご紹介をいただきました。先ほども私述べましたとおり、緊急時に命を救うための複数のツールがあって、それぞれタイミングや役割が少しずつ違って、どの方法も有効であり、必要であるという認識であります。緊急時通報カードについても、広域化と複数の機能の問題がある。これはいろいろありますので、一足飛びに導入の検討とはいかないのかもしれませんが。その上で、引き続き導入のための研究と検討とを改めてお願いをしたいというふうに思

うわけでありますけれども、この辺りのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご提言、緊急時通報カードにつきましては、本年3月議会でも申し上げましたとおり、議員お述べのとおり、救急現場において命を救うツールとしてはとても優れた手段であると同じように感じております。一方で、これも3月議会で申し上げましたが、消防庁がマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化について、2025年をめどに全国展開を目指しているところがございます。緊急時通報カードはマイナンバーカードの件とは利用のタイミングは異なりますが、相互に補完するものでありますし、やはりどちらも大切なことは、利用される全ての人たちの理解が前提になるということが共通点でございます。先ほどの部長答弁におきますクリアすべき課題も含めまして、あらゆることを想定し、有効性等を引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** クリアすべき課題というのは、実際に検討を進めていっていただく中でいろいろと、今、市長おっしゃったようにあろうかと思いますが、引き続きこれは本当に私は必要なツールではないかというふうに思っておりますので、実現に向けて検討をよろしくお願いをしたいと思っております。

さて、というわけで、今まで市長の最後の質問までお伺いいたしました。ちゃんと聞いてくださっている方は、この上の2つの緊急時通報カード導入で期待される3つの効果のうち、通報者の負担軽減、それから要救護者の意思尊重と、この2つについては分かったというふうなことで、では、この互助・地域力の向上の話はどうなっているのというふうに思われている方もいらっしゃると思いますので、これについてちょっと今から市内の事例を紹介して、ちょっとこのことについては回収をしたいと思っております。

この先ほどご答弁あった中で、緊急時通報カードの情報をアップデートしておかなければ、最新にしておかなければという話があって、それちょっと課題ですよというふうなことがあったと思いますけれども、このことについて、そういえば、葛城市で実際に今やっておられる安心キットというのがありますね。冷蔵庫に入れて安心キット、これ、どのように更新されているのかなというふうに、ちょっと社会福祉協議会とか、それから実際に運用されている地域の方にお話を伺いました。もともと、これは社会福祉協議会から、この安心キットを地域に配ることによって、地域でどう使おうと考えるというきっかけになるんじゃないかと。それから、あるいは、これをきっかけに、お互いに気に掛け合うんじゃないかというふうな意図で配布されたものなんです。この情報のアップデート、このことについて幾つかちょっと聞きましたら、いろいろ、例えば疋田とか林堂とかいろんな山田とかいろんなところでやっておられるんですけれども、例えば、敬老年金のタイミングでアップデート、ついでに聞くんだということも話もありました。また、民生委員が、ひとり暮らしの高齢者の名簿、いわゆる基本台帳として持っていらっしゃると思いますので、そういったことで、また話をしに行く、あるいは自治会報を配りに行くタイミング、あるいは区費を納めるタイミングで聞くな

ど、いろいろな形で、いわゆるアップデートの機会をつくっておられるということでありました。この、ちょっと私の手元にありますが、これが、疋田東和苑の民生・児童委員の方が作られているふれあいだよりという、民生児童委員だよりというものを作っておられるんですが、これは、もう月に1回出されている中で、時々安心キットとかのことについて更新しましょうということを書かれていたらしいんですが、これからはちょっと社会福祉協議会とも相談して、毎月毎月きちっとこういうのは書いていこうというふうにしているそうです。そして、連絡をしてくださいよと。やり方が分からなかったらいつでもお教えしますよというふうなことをやっているわけです。こういうことによって、例えば、私が提言しております緊急時通報カードのアップデートも同じように、そういうカードを配っておしまいというんじゃないで、このカードをあらゆる機会に更新をしましょう、また、この更新をするということにきっかけにして、高齢の方とこういうふうな交流を取ったりというふうなことができるということで、緊急時通報カードは互助・地域力の向上にもつながるといふふうなことでやっていきたいと、いふふうな効果があるといふふうなことでございます。

再度申しますが、緊急時通報カード導入で期待される3つの効果というのは、通報者の負担軽減、そして要介護者の意思尊重、そして互助・地域力の向上であります。この効果が見込まれる緊急時通報カードの実現に向けまして、また、第3弾も行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。今回も丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

**川村議長** 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。

ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。今回、私の質問は、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお伺いをさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

**川村議長** 松林謙司議員。

**松林議員** それでは、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお伺いをさせていただきます。前回の9月度の定例会での一般質問で、視覚障がい者の方に送付する投票所入場券の通知に音声コードや点字シールを貼付することを提案させていただきましたが、今回の一般質問では、視覚障がい者の方に送付する投票所入場券の通知だけではなく、更にもっと広く音声コードの活用の可能性ということで、再度、音声コードのテーマを取り上げて質問をさせていただきますが、どうぞよろしく願いをいたします。なお、内容的に9月度の一般質問と重複する部分もあるかも分かりませんが、よろしく願いをいたします。

視覚障がい者の情報取得について質問をいたします。全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法とは、障がい者が必要な情報を取得し、利用し、意思疎通を図ること

ができるようにするための法律です。ところが、今でも視覚障がい者にとっては情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内閣府のホームページにも、以下のように記載をされています。視覚障がいのある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を取得しています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して、活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法がありますと、このようになります。視覚障がい者といっても、視力や視野は千差万別で、先天性でない場合が多いと言われております。つまり、視力の低下や視覚の障がい progresses 中で、できる限りの努力をし、何とかして自分の目で見ようとする人が多く、また、障がいの種類によって症状も異なり、全盲以外の障がい者は見える範囲を生かして自らの視力で見ようとします。そのため、点字を身につける機会を逃すことが多く、点字の識字率は、視覚障がい者の約10%と少ないのが現状であります。事実、視覚障がい者は、自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読してもらるか、文字をコード情報に変換して読み上げ装置やアプリで聞いています。視覚障がいの手帳を持っている人のうち、点字が読める人は僅か1割であります。音声コードを音声化する視覚障がい者用活字文書読み上げ装置は、2003年に厚生労働省の視覚障がい者用日常生活用具給付事業の対象機器となりました。

ここで、お伺いをさせていただきますが、音声コードを音声化するための活字文書読み上げ装置は葛城市でも日常生活用具給付事業の対象機器になっていると思われませんが、活字文書読み上げ装置の給付を受けるための条件と、今までに活字文書読み上げ装置の給付を受けられた方の人数を教えてください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

活字文書読み上げ装置の給付を受けるための条件と今までに活字文書読み上げ装置の給付を受けられた方の人数でございますが、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置は、今から約20年前に、日常生活用具給付事業の対象品目となりました。この装置は、視覚障がい者が印刷された活字情報を音声で取得するための機器で、QRコードと同様の約2センチ角の2次元コードをこの装置で読み取り、音声に変換する仕組みとなっております。給付対象者は、視覚障害2級以上の身体障害者手帳をお持ちの方となっております。装置の本人負担額は、基準額9万9,800円の原則1割負担で、耐用年数は6年でございます。

実績についてでございますが、直近5年間における給付実績はございません。このことにつきましては、給付対象となった約20年前に比べて、読み取り機器が発達し、音声コード「ユニボイス」というものが開発されており、スマートフォンの専用の無料アプリを使って読み上げることができる状況となっていることも影響しているのではないかと考えております。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。視覚障害2級以上の方のみが給付対象で、給付を受ける際は、価格は9万9,800円で、本人負担金が1割の負担で、テルミー9,980円、耐用年数が6年という

ことであります。そして、今まで給付を受けられた方の実績、直近5年間なしということでもあります。そして、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置の給付を受けて利用できるのが、視覚障害2級以上の方のみと限定的です。視覚障がい者といっても視力や視野は千差万別で、様々な視力の低下や視覚の障害をお持ちの方もおられます。他の疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。

続けてお伺いをいたしますが、本市において、視覚障がい者の情報の取得のために取り組んでいることがあれば、お示しをください。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

視覚障がい者の情報取得の手段の1つとして、本市ホームページ上にて、毎月発行の広報かつらぎの誌面の全ページの音声ファイルを公開しております。いわゆる声の広報です。この音声ファイルにつきましては、音訳ボランティアとして、現在、市内にお住まいの7名の方にご協力をいただき、読み上げによる音声ファイルを作成いただいております。音声ファイルの利用につきましては、本市ホームページ上からダウンロードすることもできますし、ファイルの入ったCD-Rを希望される場合は、新庄・當麻両図書館に申請していただくことで、CD-Rの郵送を実施しております。現在4名の方が利用いただいております。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** 葛城市のホームページ上の広報かつらぎ、音声ボランティアによる声の広報の音声ファイルから広報誌の内容を音声で確認できるようにしているということであり、ありがとうございます。

最近では、日常生活用具給付事業の対象品目、活字読み上げ装置だけではなく、 아이폰やスマートフォンに事前にアプリをインストールすることで、誰でも利用できる視覚に障がいのある方向けに開発をされた無料アプリ、音声コード「ユニボイス」があります。無料アプリ、音声コード「ユニボイス」は、平成27年度厚生労働省障害者自立支援機器等開発促進の採択商品となっております。視覚障がい者や高齢者などに優しい情報提供を目指しております。日常生活用具給付事業の対象機器である活字文書読み上げ装置は、専用の機器を必要とするため、価格や耐用年数などのコストがかかります。また、携帯性や操作性にも制限があります。一方、スマートフォンアプリ、ユニボイスはスマートフォンを持っていれば無料で利用できるため、コストや携帯性の面で優れています。操作性も一般向けと障がい者向けのアプリがあり、使いやすさに配慮されております。音声コードの読み上げ装置は、音声コードのみに対応しており、音声コードの認知度や普及度が低いという課題があります。一方、スマートフォン無料アプリ、ユニボイスは、音声コードのほかにもナビコードやスポットコードという機能を備えております。ナビコードは、印刷された地図や観光案内リーフレットなどに埋め込まれたコードで、目的地までのナビゲーションを提供します。また、スポットコードは、スポット情報を含むコードで地図上に表示したり、詳細情報を読み上げたりできます。多様な情報提供が可能です。また、通信を使用しないため、圏外でも使用できるとい

うメリットがあります。現在は、障がいをお持ちの方も健常者も、様々な機能の備わった 아이폰やスマートフォンを手軽に使用でき、そのことが望まれる時代であろうかと、このように思います。

音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える2次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。音声コードの作成につきましては、音声コード作成ソフト JAVIS APPLI があります。読み上げ原稿、日本語、仮名交じり文で、18ミリメートルの角の中に800文字程度までの原稿ならば、簡単に音声コードを作ることができます。この音声コード作成ソフト JAVIS APPLI は障害者差別解消法対応として、国、自治体には無償で貸与されております。そして、このソフトにより作成をされた音声コードを選挙投票所入場券通知書の封筒や、国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報などの印刷物に印刷をすることにより、視覚障がい者の方は、 아이폰やスマートフォンなどの専用読み取り装置で読み取ります。したがって、視覚障がい者用活字文字読み上げ装置よりも、 아이폰やスマートフォンに無料でインストールできる音声読み取りアプリ、ユニボイスとユニボイスブラインドがあれば、より便利に活字情報を音声で取得することができますと言えます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障がい者はそこを指で触れば、音声コードの場所が分かります。例えば代表的な一例として、選挙の投票所入場券、そして、自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードがついておりません。このため、何の封筒か分からないために、誤って捨ててしまうことだってあるわけでございます。もう一例、最近の重要な例では、ワクチン接種券も同様です。

そこで、まず、せめて国や地方自治体などから送られる法的な通知文書や広報など印刷物、また、年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必須です。また、封書の場合、封筒の表書きに音声コードがついていても、肝腎の封書の紙媒体に音声コードがついていない場合は内容が理解できません。音声コードの活用事例として考えられることは、様々あります。例えば、電気、ガス、水道料金の検針票に音声コードの添付、検針票作成時のハンディープリンターに音声コードライブラリーを組み込み、実装されているプリンターであれば、ローコストで導入可能で、多言語対応も可能です。また、ハザードマップや観光案内などの印刷物にも音声コードを付加することも考えられます。視覚障がい者や外国人などにも情報を提供することが可能となります。全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけでございます。本市におきましても、市民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるよう、関係部署に指示するべきであると思っておりますが、阿古市長のお考えをお示しください。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 視覚障がいのある方が地域において安心・安全に生活し、社会活動に参加するためには、必要とする情報を取得できる生活環境が必要であると考えております。音声コードは、活字文書読み上げ装置やスマートフォンのアプリで読み取ることができ、音声を再生することが



できます。視覚障がいのある方の情報収集に大変有効なものであると認識をしております。本市におきましては、音声コードの採用には至っておりませんが、他市の状況等を参考にしながら、どのような文章に音声コードが活用できるか、また、ほかの方法も広く含めて、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができるように、公的な通知につきましても、音声コードの普及を早急に進めていただきますことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

**川村議長** 松林謙司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時30分

**杉本副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

柴田三乃議員。

**柴田議員** 皆さん、こんにちは。柴田三乃でございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回は2点あります。1点目は職員のメンタルヘルス対策について。2点目は、学校現場における非認知能力を伸ばす取組みについてです。

これからは質問席で質問させていただきます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 1問目は、職員の方々のメンタルヘルス対策についてです。この質問のきっかけは、令和3年4月から8月にかけて総務省が行った全国の自治体職員のメンタルヘルスに関する初の大規模調査の結果を目にしたからです。この調査は1,788団体、95万9,811人の職員を対象に行われました。調査対象期間は令和2年度で、95万9,811人中、メンタル不調で休職した自治体職員は2万1,676人という調査結果が出ております。全体の2.3%を占めているということなんですけれども、そこで、葛城市では過去3年間、メンタルの不調で病気休暇または休職された職員の方は何人いらっしゃいますでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。ただいまの柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度と令和4年度については3月末時点で、令和5年度につきましては11月1日現在でお答えさせていただきます。令和4年3月31日時点、病気休暇が2人、休職者が4人となっております。令和5年3月31日時点、病気休暇が2人、休職者が4人となっております。

す。令和5年11月1日現在、病気休暇が2人、休職者が6人となっております。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** では、それは全体の職員の何%に当たるのでしょうか。直近の数字で結構です。それから、先ほどの過去3年間の病気休暇または休職されている方の年齢別の割合を教えてください。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和5年11月現在の職員全体の割合は、2.3%となっております。また、過去3年間のメンタルヘルス不調、精神疾患による病気休暇取得、または、休職した職員のうち年代別の内訳は、令和4年3月31日時点、病気休暇2人のうち50代1人、20代1人、休職者4人のうち30代1人、20代3人、令和5年3月31日時点、病気休暇2人のうち40代1人、20代1人、休職者4人のうち40代1人、30代1人、20代2人、令和5年11月1日現在、病気休暇2人のうち40代1人、20代1人、休職者6人のうち50代1人、40代1人、30代2人、20代2人となっております。

以上です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 微増ながら、メンタル不調で病気休暇または休職されている職員が増加傾向にあるということが分かると思います。直近の数字では全体の2.3%を占めるということで、全国平均と同じなのかなというふうに思っております。それから、年代別なんですけれども、20代、30代、40代の方が、令和3年度では6人中5人、令和4年度では6人中全員6人、そして直近では8人中7人と、若い職員のメンタル不調による休暇、休職がかなりの割合を占めているということが分かりました。せっかく葛城市役所に入職されて業務にも慣れ始めた頃に、これから活躍していただくという期待もある中でメンタル不調で休務となるというのは、ご本人もつらいと思いますが、市役所にとってもよりよい行政サービスを行う上でかなりの損失であると考えてところです。若い職員たちのメンタル不調による休暇、休職が多いというのは、何か職場環境や上司との関係などに問題があるのではないかと私は推測してしまうわけなんですけれども、そこに至った原因を把握し、対応していくのがベストだと考えますが、メンタル不調になった理由はしっかりと把握されているのでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 葛城市では、病気休暇、休職となった職員に対しては、原則として職員が所属する所属長が対応し、本人は所属長に相談、連絡し、所属長は相談、対応、助言、指導等を行っております。そのときに職員から話を聞き取り、病気休暇、休職に至った理由を把握しております。また、所属長は本人に対し、休暇期間中も定期的に連絡させ、療養の状況、休暇等の期間、必要な手続時期等を把握に努めることとなっております。ただし、療養の妨げとなるため、職場との接触を控えるよう主治医から意見がある場合には、例外的に所属長に代わって人事課の職員が定期的に連絡対応を行い、療養の状況、休暇等の期間、必要な手続時期等の把握に努めることとなっております。

以上です。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 今の理由は把握されているということではありましたが、今のご答弁の中に具体的な理由などがなかったのですが、職場内に関してだけの理由で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 具体的な理由につきましては把握いたしておるところですが、個人を特定するおそれがございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 確かに、言ってしまうと個人を特定してしまうのかなという懸念もあるということで、承知いたしました。令和2年度の全国の調査結果では、休務に至った一番の理由は、職場の上司や同僚、部下との対人関係、そして次に業務内容ということでした。私は、葛城市だけが何か特別な理由があるとは思えませんので、この調査結果を基に話を進めていきたいと思っております。

ご説明の中に所属長に相談、連絡、そして所属長が対応するということがあったと思います。対人関係が原因であるとする、所属部署の上司との関係がうまくいっていない場合もあると考えます。そういったとき、相談するということはまず考えられません。仮にそうでない場合でも、相談された上司の方も、ご自分の立場からの助言であったり、指導であったりするわけで、果たしてそれが本人にとっていいアドバイスなのかといった疑念も残ります。また、職場の対人関係の問題の中にはハラスメントも含まれていると思います。葛城市においては、現在のところハラスメントとして表面化している問題は、私は聞いておりませんが、ハラスメント対応はどうされているのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市におけるハラスメントの防止等に関する指針に基づき運用を行っております。

社会問題となっておりますハラスメントは、労働者が能力を十分に発揮する妨げとなるだけでなく、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。葛城市では、職場秩序の乱れや業務への支障が生じること、貴重な人材の損失につながるおそれがあるため、全管理職と希望者を対象にハラスメント研修を開催し、令和4年度には98名が受講いたしました。葛城市におけるハラスメントの防止等に関する指針にあるとおり、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 私も指針と、それからその運用についての資料を読ませていただきました。しっかりとそれぞれのハラスメントについて具体的に示されていて、その運用方法もしっかりと書かれているのですが、ちょっと実感が伴わず、形式だけになっているのではないかと、そういうふうにもちょっと思っているところなんです。やはり相談員というのは職員、上司であり、この点においても限界を感じるころです。ハラスメントは、するほうはその自覚がなくても、受けたほうが精神的に傷つき、それを我慢するといったことがメンタル不調に陥る1つの原因であるとも考えます。実際、私自身もハラスメントにより心療内科に通った経験がありま

す。体の傷と違い、精神的なダメージは周りからは見えません。しっかりした支援が早い段階から必要だと考えます。そのためには、相談しやすい体制を整えることも大事であると考えております。先ほど答弁にあったハラスメント研修ですが、管理職全員と希望者のみのご答弁だったと思いますが、職員全員が受けるべき研修であると私は考えております。ぜひご検討をお願いいたします。

また、休務後の復帰に向けた支援、そして復帰後のサポートも重要だと考えますが、葛城市での対応はどうされているのでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 病気休暇、退職者が復職に向けた相談対応を行うために、所属長は本人に対し、休暇期間中も定期的に連絡をしてもらい、療養の状況、休暇等の期間、必要な手続時期等を把握し、その把握した内容を踏まえ、所属長もしくは人事課において、週5日勤務が行えるか、特定の業務免除や勤務軽減なしに通常業務が行えるか、勤務により健康上の問題が生じないか、全体の奉仕者として市民サービスが適切に行えるか等の確認を行い、本人から業務遂行上の希望や、復職直後の配慮について聞き取りを行うとともに、関係所属長とも相談の上、職場の環境改善、勤務場所の調整等も含め、それぞれの事案に応じて個別に対応を行っている状況です。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 個々に問題も違ってきていると思われまますので、個別対応しかないのかなというふうにも考えておりますが、復帰に向けての慎重な聞き取りと適切な人事配置が必要だと考えております。ここでも所属長という言葉が出てくるんですけども、その方が本当に相談員として適切かどうかということも含めて、慎重に進めていっていただきたいというところなんです。また、再発防止にも配慮していただかなければいけないと思います。調査結果によると、復帰後、短期で、また退職される方がいらっしゃるということで、そういった再発防止も含め、予防、また早期発見の取組みは現在されているのでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 葛城市としては、年に1回、ストレスチェックを行い、職員自身のストレスへの気づきを促し、早めに対応することで、メンタルヘルス不調の未然防止を図っています。また、管理職は、ふだんから職場の状況に気を配り、気軽に相談できるようコミュニケーションを行い、いつもと違う様子を感じた職員には積極的に声をかけ、早期発見と予防に努めております。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ストレスチェックなんですけれども、労働者が50人以上の事業場で実施を義務づけられております。高ストレスの結果が出た職員もいらっしゃると思うんですけども、もう今、説明いただいた手順を踏んで、いろいろ相談される方もいらっしゃると思いますが、事情によっては、それ以降の対応を受けたくないというような職員もいらっしゃるのではないかと推察いたします。ストレスチェックだけが予防や早期発見につながる手段ではないということも考えるところですが、先ほど部長がおっしゃったように、態度の変化に気づいたり、し

っかりコミュニケーションを取ったり、それとハラスメントが疑われる言動がある場合には、周りが気づいて人事課に報告するとかといったような、職員一人一人がお互いを尊重し合う職場をつくっていかねばいけないのではないかというふうに考えております。

以上、ちょっと簡単ではあるんですけども、葛城市におけるメンタルヘルスの現状を聞かせていただきましたが、率直に私を感じることは、かなり繊細な問題や不安を抱えている職員が、本当に相談できる体制になっているのか。そして相談される側も公平に、そして俯瞰的に対応ができているのか。とても疑問が残ります。今の説明では本当に疑問が残ります。メンタルの不調を訴える方々は決して一律同じ原因でということではなく、様々な要因が絡み合っています。そして度重なる精神的ダメージで休務に至るのではないかと考えます。早い段階での相談で、そういったダメージも軽減されるのではないかと思います。相談窓口が所属する部署の上司であったりするのも、場合によっては適当でないかというふうに考えております。

そこで、ぜひご検討いただきたいのが、総務省が示しているメンタルヘルス対策に関する計画などの策定支援策です。総務省は地方自治体において、メンタルヘルス対策を全庁的、継続的な取組みとして推薦し、実効性を高めることを目的とした計画などを策定することを提案していらっしゃいます。少し紹介すると、策定する計画の中に4つのケアを取組みの柱に位置づけることが重要であると示されているんですけども、1つ目が、職員個人がそれぞれ取り組むセルフケア、2つ目が、管理監督者が取り組むラインケア、3つ目が職場の産業医や保健スタッフが取り組む職場内産業保健スタッフ等によるケア、そして4つ目、職場外の専門医等による職場外資源によるケアです。それぞれのケアに一次予防、二次予防、三次予防といった段階的な取組みがあります。葛城市のような小規模な自治体では、ちょっとハードルが高い取組みもあるかと思いますが、部署を超えて、専門性の高い知識を持った職員との連携や職場外の専門医については、単独ではなく広域で、近隣市との連携も考えられるのではないかと考えております。

また、その支援策には、策定する計画などにおいて、事業者である首長、つまり市長、市長が、メンタルヘルス対策を積極的に推進する旨を表明することが望ましいと提案されております。そこで、市長に伺います。職員の心の健康を維持するためにも、メンタルヘルス対策を迅速に進めるべきではないかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** メンタルヘルスの不調による病気休暇等は、他の市町村でも大きな課題となっているところでございますが、職員のメンタルヘルスについては、職員が能力を十分に発揮し、市民の皆様に対し、効率的かつ的確にサービスを提供するという観点からも重要な問題であると認識しておるところでございます。例えば、現在葛城市では、令和2年度からメンター制度の導入を行っております。新規採用職員、メンティに対し、先輩職員を相談相手、メンターとしてあらかじめ示し、交流の機会をつくることで、新規採用職員の不安の減少、メンター、メンティ双方の成長を促す取組みを行っております。引き続き令和5年度も実施しているところなんです。今後もあらゆる考え方の下、職員のメンタル不調を防ぐた

めに、職場で必要な体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。重要性を認識してくださっているということで、本当にこれからお願いしたいと思うんですけども、メンター制度、市長がおっしゃっているメンター制度は、前副市長が提案されて、取り入れられたというふうに聞いているんですけども、確かに、メンター制度は、総務省もメンタルヘルスにとってもいい取り組みではないかというふうに推奨されております。ぜひ継続していただきたいとは思っておりますが、複雑になってくる業務、それから対人関係、それからコロナ禍を経ての環境の変化などで、ストレスを感じていらっしゃる職員の方も多いのではないかと思っております。また、若い職員たちにメンタル不調が多いということで、その時代に合った対処の仕方ということも検討していただきたいなというふうに感じております。風通しのいい職場環境をつくるためにも、予防、早期発見、そして再発防止に対応できる体制を早く、迅速につくっていただきたいことを要望します。ぜひ、今ちょっとお示ししました計画策定をご検討いただき、貴重な人材である職員の方々の心の健康を維持し、よりよい住民サービスを提供していただくことを要望いたします。私の1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、学校現場における非認知能力を伸ばす取り組みについて質問いたします。近年、非認知能力は世界中で注目を集めております。非認知能力とは簡単に言うと、いわゆるお勉強で、テストなどで数値化できる能力である認知能力とは違い、数値化できない能力、例えば忍耐力、柔軟性、意欲、思いやり、コミュニケーション力などを指します。とは言っても、認知と非認知はきっちり線引きされているわけではなく、相互に強く影響し合っております。例を挙げると、英単語2,000語、暗記しなければならないときに、苦勞して覚えるんですけども、そのときに、忍耐力や向上心を持って乗り越えていって、目標を達成していくといったようなことです。

このように誰もが自然に身につけていく能力だと言えますが、現在の変化の激しい時代を生き抜いていくためにも、認知能力だけではなく、人間力を高める非認知能力にも目を向けた教育が求められているのではないかと考えております。そこで、葛城市の学校現場での非認知能力の取り組みについてお聞きしたいと思います。非認知能力は自分の内面と深く関わっているため、意識することで望ましい方向に向かっているとされています。その点からも、子どもたちに非認知能力をしっかりと意識づけするためには、それをサポートする教職員の方々の非認知能力の理解が必要だと考えますが、その辺りはどうでしょうか。また、日頃どのように授業に反映されていらっしゃるのでしょうか。

**杉本副議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 葛城市教育委員会主催の教職員研修の場で非認知能力の大切さを伝えており、かなりの割合で、非認知能力の認知度は浸透していると考えております。また、独自で研修を行っている学校もあります。内容につきましては、非認知能力の1つであるレジリエンスについてやグループエンカウンターについての研修でございまして、教材や書籍を紹介していただ

くなど、教職員の理解を深めることができたと同っております。また、現在の指導要領において、主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングが強く求められており、この生涯にわたって能動的に学び続けることを重視しましたアクティブラーニングの視点は非認知能力の考え方から起因しているため、どの教員もこの点を意識して授業を行っております。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。かなりの教職員の方が認識されているということだったんですけど、ご答弁の中に出てきたレジリエンスとグループエンカウンターなんですけれども、学校現場においてはどのようなことなのか、ちょっとご説明をお願いします。

**杉本副議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** レジリエンスとは、落ち込みから立ち直る心の弾力性のことでございまして、逆境や困難、強いストレスに直面している状況に対して、うまく適応しながら成長する能力のことでございます。また、グループエンカウンターとは、グループで行う心と心のふれあい、本音と本音の交流をいまして、子どもたちの心のふれあいを目的とした相互理解を推進する取組みのことでございます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。これを具体的に授業の中でどのようにされているのかということも興味があるんですが、別の場面でまた聞かせていただきたいと思います。アクティブラーニングにつきましては、私も前職で自分の授業に取り入れていたのでよく分かりますが、以前のような先生から生徒に一方的な授業をするのではなく、グループワーク、またはディスカッション、ディベートなどを取り入れて、積極的に主体的に考える能力や判断力、表現力などが養われる授業形態だというふうに認識しております。それぞれの先生が、非認知能力を意識しながら授業に取り入れていただいているものと理解しております。では、学校全体の共通認識として、非認知能力をどのように教職員全体で共有していらっしゃるのでしょうか。

**杉本副議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 各学校のグラウンドデザインにも、非認知能力を伸ばす取組みが掲げられております。例えば、自己肯定感、自己有用感の向上や主体的・対話的で深い学びを追求する問題解決的な学習を重視しまして、思考力、判断力、表現力を育成するを掲げて教育活動に取り組んでおります。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 各学校のグラウンドデザイン、つまり全体構想というのは確かに言葉とすると、豊かな人間性とか、自他を大切にするとか、最後までやり抜く、何事にもチャレンジするという言葉がたくさん出てくるんです。それはまさしく非認知能力そのものなんですけれども、掲げた目標を実行に移すということが重要であるというふうに思いますが、学校全体での共有の中で、教職員全員で定期的な振り返り、そしてアセスメントをする時間を取っていただくのでもいいのかなというふうには感じておるところです。もしそういう機会を持たれていないのであれば、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

非認知能力は、家の構造でいえば基礎、または柱のようなもので、人間形成において支えになるものです。そういう点においては、幼児期に非認知能力を伸ばしてあげることが重要だと言われています。葛城市では、就学前児童に対してどのような取組みをされているのでしょうか。

**杉本副議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 幼稚園では、昨年度からは色彩教育を実施しており、また、今年度からは運動教室を実施しております。また、當麻小学校附属幼稚園、新庄北小学校附属幼稚園につきましては、自然保育を実施することで、子どもたちへの非認知能力を高める取組みを行っております。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 自然保育ということなんですけど、私も、葛城市にも今年度開園されましたけれども、森のようちえんのお話を伺ったときに、子どもたちが自然の中での体験を通して様々な気づきや、子どもたちの成長があるということに感動いたしました。ぜひそういった時間を増やしていただきたいなというふうに思っております。では、小・中学校ではどうでしょうか。

**杉本副議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 小・中学校では、非認知能力の考え方から起因します主体的・対話的で深い学び、アクティブラーニングにより、授業や単元の学習振り返りシートを使用し、自分の成果や課題を認識して、次の学習の在り方につなげたり、タブレット端末を使用したり、話し合いをしたりすることで、互いに認め合うという視点で、自他の意見や考えを共有したり、それらについて議論したりして、考えを深めております。また、研究主題を前のめりになって思考し、自ら学ぶ児童の育成として、全校を挙げて授業づくりの工夫に取り組んでいる学校もございます。子どもが没頭する学習課題の工夫や子どもを学びから逃がさない工夫、子どもが学びを確かめる工夫に取り組み、ICTも有効活用しながら、主体的・対話的で深い学びを目指し、従来の教え込みの授業から、学習の主体が児童である授業への転換を常に意識しまして、児童が自信を持って自分の考えを表現することができるように、個別学習と協働的な学習をうまく取り混ぜた授業づくりの研究を行っております。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。我々大人は、子どもたちに非認知能力というものを教えることはできません。あくまでも子どもたちの内側から出てくる力なので、環境を整え、意識づけをしてあげる工夫や仕掛けをしてあげることで、子どもたちの非認知能力を伸ばしてあげることができるということだと考えておりますが、その点では、現在の小・中学校の取組みはしっかりと子どもをサポートできる工夫をされているというふうに感じました。非認知能力が伸びることで、認知能力にもプラスの影響を与えるという研究結果も示されています。つまり、人間形成もしっかりでき、成績もよくなるということだと思います。そういった学校現場での取組みと同時に、日常において非認知能力の意識づけも大事かと思いますが、保護者への意識づけなどはされているのでしょうか。



**杉本副議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 保護者への意識づけにつきましては、各学校からの学校だより等において、学校で取り組んでいる活動の様子などを周知するとともに、各ご家庭での取組みも促しているところでございます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ぜひ非認知能力という言葉を知っている保護者もいらっしゃると思いますが、学校からも保護者の方に紹介する機会を度々つくっていただけたらと思っております。

では最後に、学校現場における非認知能力の重要性について、教育長のお考えをお聞かせください。

**杉本副議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** まず、今年6月に閣議決定されました国の新たな教育振興基本計画というのがあるんですけども、そこに、日本社会に根差したウェルビーイングの向上というのがコンセプトの1つとして初めて掲げられたところがございます。このウェルビーイングの向上を学校教育で実践していく上で、子どもたちの自己肯定感、あるいはレジリエンスなどの非認知能力の育成が重要であると考えております。また、近年、非認知能力がこれからの子どもたちの学力や社会適応能力などに大きな影響を与えることが、様々な研究でも明らかにされていますように、AIの発達や変化の激しい時代を生き抜くため、あるいは、幸せな人生を切り開くための生きる力を育むためには、非認知能力は必要な力であると認識しているところがございます。そのため、小・中学校においては各教科等の指導において、アクティブラーニングの視点を授業に取り入れること、学習意欲を高めるためにタブレットや電子黒板を活用すること、そして、学校行事などの教育課程に積極的に体験活動を組み入れることなど、日々、様々な活動において非認知能力の育成を意識して取り組んでいるところがございます。

さらに、非認知能力を高めるのに最も重要な時期は、脳が柔軟で急速に発達する幼児期であるとも言われていることから、就学前の幼児教育においても、自発的、創造的な学びや体験を通じた学び、そして自然保育なども取り入れ、自尊感情や好奇心などの育成に現在取り組んでいるところがございます。今後とも、学校教育のみならず、地域や保護者にも非認知能力の重要性を発信するとともに、子どもたちの非認知能力の育成に取り組む、学校教育の充実を図りたいと考えているところがございます。

**杉本副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 心強いご答弁、本当にありがとうございました。葛城市の子どもたちがしっかり非認知能力を身につけて、豊かな人生が送れるようにということを期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。今回の質問に関しては、また引き続き別の機会で質問させていただきたいと思っております。理事者の皆様、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

**杉本副議長** 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

次に、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

**西川議員** 皆さん、こんにちは。ただいま議長のお許しを得まして、私の一般質問のほうをさせてい

たきます。

私からは、大きく2問でございませう。本市における主権者教育についてということでございませう。これは、2015年6月に公職選挙法が改正されまして、18歳選挙権が実現されました。それ以降、文部科学省、総務省から若者に向けての政治的関心というものを高めるような、自らで判断を権利を行使するような主権者教育の広がりというのが見られてきておるんですけども、裾野が広がっていないというところになってきております。それを本市については、今どういう主権者教育をされているかというところを、また、その展望をどうされていくかということをおうていきたいと思ひます。

続いて2問目は、(仮称)西の山の辺の道についてというところでおざいませう。これについては、今年度、当初予算で減額修正をちょっと余儀なくされた事業の1つでおざいませう。これについて、これからの展望、事業、具体的な施策についてをおうていきたいと思ひます。

これより先は質問席にておわせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** この秋、いろいろイベントが開催されまして、本当ににぎやかな市に戻ってきているんじゃないかなと思ひているところでおざいませう。とりわけ11月3日、行っていただいたちゃんこコンテスト、花火大会というところについても、本当にたくさんの方が来ていただいて、にぎわったのかなと思ひています。ちゃんこコンテストで3つ決勝に残っていただいて、僕も全部食べさせていただきました。どきどきしていたんが、また親方と違うかって誰かに言われるのと違うかなと思ひて、それについてはちょっと大丈夫やったんですけど。本当にすごい今、やっぱりコロナもなくなって、なくなってはないですね、コロナもちょっと収まってきつつあるんか、ちょっとまだあんのかというところもありますけど、通常葛城市に戻ってきているんじゃないかなと思ひるところでおざいませう。そういうところで次、質問のほうに行かせていただきたいと思ひます。

それでは、主権者教育ということで、ちょっと難しい題材となってくるんですけども、今後の葛城市、また、この我が国日本において、非常に重要な問題提起であるというふうにお捉えております。順を追って質問していきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、主権者教育とはというところでおざいませう。政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担うことができる力を身につけさせるといったことを目的とした教育とされております。これ定義はないんですけど、こういうことということですね。要は、地域の身近な課題や社会課題を自分事として捉える、これを推進していくというような教育でおざいませう。本教育を推進する背景といたしましては、若年層の政治離れや、自分自身で考えて、それを行動に移すといったことが挙げられます。また、それによって、若者の得票率を上げるといった、その後の効果を期待するものもおざいませう。そこで、2015年の6月、公職選挙法改正後により、新たに18歳と19歳が選挙できるようになりましたけども、この法改正後に実施された18歳と19歳の投票率の動

向について、これ抜粋でいいのでお伺いをしたいと思います。

**杉本副議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

それでは、法改正によりまして、新たに選挙ができるようになりました18歳と19歳の投票率の動向について、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙と令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙の投票率を基にお答えをさせていただきます。まず、平成28年参議院議員通常選挙でございます。18歳が約58%、19歳が約49%でございました。なお、この選挙における全体の投票率は約58%となっております。次に、令和3年衆議院議員総選挙でございます。18歳が約57%、19歳が約43%でございました。なお、この選挙における全体の投票率は約58%となっております。

以上です。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今ご答弁をいただいたこの結果を見ると、改正法が施行された直後の平成28年の参議院議員通常選挙にあつては、18歳は大体全体の投票率と同じ結果、19歳は全体の投票率から9ポイント下がる結果となっております。直近の令和3年の衆議院議員総選挙では、18歳は全体の投票率とほぼ同じ、19歳については全体の特投票率から15ポイントも下がる結果となっております。選挙の内容によって、多少やはりこれは変わってくると思います。しかし、18歳の選挙権を持ったときには、多分経験も兼ねて投票率は上がる傾向にあると思います。逆に19歳になると、一気に下がってしまうんですね、これね。また、改正法以降、平成27年以降、やっぱり年がたつごとに下がっているように、今感じております。

続いて、法改正後に実施された若年層における年代別の投票率についてをお伺いしたいと思います。これについては30代までで、39歳までですね。ちょっとこちらも抜粋でお願いをしたいと思います。

**杉本副議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** それでは、若年層における年代別の投票率について、こちらは、令和2年10月25日執行の葛城市長選挙における投票率でお答えをさせていただきます。まず、18歳が約52%、19歳が約43%、これよりは5歳刻みで申し上げます。20歳から24歳が約39%、25歳から29歳が約34%、30歳から34歳が約40%、35歳から39歳が約44%でございました。なお、この選挙における全体の投票率は約60%となっております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 前回の葛城市長選挙での39歳までの投票率を今挙げていただきました。全体的に見ても、若年層についてはかなり低い傾向であると感じております。特に20代にあつては、投票率が30%台にとどまっている状況にあります。この結果から見ても、若年層の政治的関心や社会的関心の希薄さが見られる結果となっております。また、この選挙は、自分たちの住み暮らす葛城市の自分たちが住んでいるところ、住み暮らす地域のことを考える市のリーダーを決めるといった選挙でもあるにもかかわらず、投票率の低さがうかがえた結果となりました。この結果を見て、自分たちの地域のことを自分事として捉える機会を設けていくこと、ま

た、それが政治とどのように密接に関係しているのかを若年層に向けて発信する必要があり、主権者教育の推進をしなければならないと考えるところでございます。

それでは、選挙管理委員会における主権者教育の現状についてをお伺いしたいと思います。

**杉本副議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 選挙管理委員会が実施しております主権者教育の現状について、お答えをさせていただきます。

まず最初に、奈良県選挙管理委員会と明るい選挙推進協会などが主催いたします明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品募集がございます。こちらは市内小・中学校の児童・生徒に呼びかけを行い、夏休みの宿題としてご応募いただいております。この明るい選挙啓発ポスターコンクールは、明るい選挙を呼びかけるポスターを描くことで、将来の有権者である児童・生徒に選挙や政治に関心を持ってもらうきっかけづくりを目的に、全国規模で行っております。

次に、二十歳の集いについてでございます。二十歳になられた方々に対して啓発を行っております。こちらにつきましては、参加者全員に公益財団法人明るい選挙推進協会が作成する冊子を配布し、若い世代が政治や選挙についてもっと関心を持っていただけるよう取組を行っております。さらに、市のホームページの選挙の案内ページに総務省のサイトのリンクを設けまして、総務省と文部科学省の連携により作成された「私たちが拓く日本の未来」と題した高校生向けの副教材を閲覧できるようにしております。

最後に、保護者の方と一緒に選挙に行ったことのある子どもは、そうでない子どもに比べて選挙に行く割合が高くなるという、平成28年参議院議員通常選挙後の総務省による18歳選挙権に関する意識調査の結果を踏まえまして、公益財団法人明るい選挙推進協会と若者選挙ネットワークが作成した「あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ～子どもと一緒に選挙にいこう～」と題したパンフレットを市役所の子ども関係の担当課に設置し、啓発を行っております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。今、現在、選挙管理委員会としては、市内小・中学校と協力して、夏休みの課題の1つとして選挙啓発のポスター作成を行っていたり、ホームページや市役所に選挙啓発のパンフレットを設置するといったことで、関心を高めようとしているということで理解をしました。これ先ほども部長のほうからありましたけど、これ「私たちが拓く日本の未来」という副教材、高校の、これ、うちの娘にちょっと借りてきました。僕も全部読んだんですけど、ようできた教材なんです、本当に。ただ、渡されただけということなんです、今。これ多分、高校によっていろいろと取組も違うと思うんですけども、やっぱりそういうところも、裾野が広がっていないところも、これをやっぱり分かりやすく書いてある教材でありますので、こういうのもしっかりと活用していければなという、これは高校生の教材なので、葛城市ではちょっとあれなんですけど、ちょっと紹介をしておきます。

それでは、今、選挙管理委員会としてのことは、今1回聞いたんですけど、教育部局に当

たっては、先日、こども議会を開催するなど、主権者教育の一環としてこれを進められたと思うんですけども、実施するに当たっての背景、目的、その効果について教えていただきたいと思います。また、これ以外に進められていることがあれば、教えていただきたいと思っています。

**杉本副議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** こども議会の目的につきましては、市議会の模擬議会を通して地方自治の仕組みについて学ぶとともに、自ら考え、自らの言葉で葛城市のまちづくりなどに関する質問や提案を行うことにより、市政への関心と理解を深めることを目的に実施をいたしました。この取組について、学校からは、6年生の社会科の授業で、「わたしたちの願いと政治のはたらき」の中で、市民の願いがどのような手順を踏んで決定され、実現されているのかを学んでおり、今年度は、学んだことを活用して、葛城市のこども議会に参加するという学習を通して、市民の願いが議会で話し合われる過程を体験することができたということを知っております。

現在、学校で実施しております主権者教育の内容につきましては、小学校中学年では、災害時の対処のための取組を通して災害対策について話し合い、自分の考えを再構築したり、また、災害に備えて自分たちができることなどを考えることで、日常的な実践力につながっております。また、市の防災士会からもゲストティーチャーにお越しいただき、防災に関する話や身近なもので防災グッズを制作するという活動を行っております。また、小学校高学年では、葛城市の広報誌を参考にして、市の財政や年齢別人口の移り変わりなどを確認し、意見交換を行ったり、自然災害からの復興などの例を基に、市や県、国がどのような働きをしているかを話し合ったりしております。中学校では、国や地域の現状や問題について学習し、経済と環境のどちらを優先すべきかといった課題を設定しまして、SDGsの視点を含みながら、自分なりの立場や解決法を見だし、クラスで共有したり、議論したりして、自分たちに何ができるのか、自分たちはどうしていくべきかといった考えを更に深めていっております。

公民的分野では、選挙権が18歳に引き下げられたことから、選挙の仕組みや、1票の格差などから1票の重みを理解し、主体的に政治に参画すること、また、選挙だけでなく、国や地方の政治の仕組みを学んでおります。これ以外でも、小学校では、学校の決まりを見直すことについて各学級で話し合い、学級代表が代表委員会に意見を持ち寄ったり、本当に必要な決まりについて、みんなで考える取組を実施しております。また、中学校での生徒会選挙につきましては、主権者教育の最たる取組であると考えております。

以上でございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** この前やっていたこども議会においては、本当に子どもたちが身近な課題を自分事として捉えて発案して、問題提起をしていく。本当にいい授業であったなと思っております。また、子どもたちの声を受け、これは本定例会においても補正予算で上程される議案もあるというふうに伺っております。これはこれでしっかりと議会のほうで議論

をしていきたいと思っておりますけれども、子どもたちにおいては、これが実現すると、自分たちの声が行政に届いて、政治がより一層身近に感じられるのではないかなというふうに考えるところでもございます。また、そのほかにおいても、各年代に応じて主権者教育の一環として取り組んでいる事例を挙げていただいたところでもございます。今後もこの公民科や、この授業の枠にとどまらず、子どもたちに社会参画を促す身近な課題を題材に取り組んでいただきたいというふうに思います。

今チューブなどで有名になられた安芸高田市の、皆さんも多分ご存じやと思うんですけど、石丸市長、これは高校生の生徒会に100万円を渡して、その使い道については、行政としてはもう口は出さないと。好きなことをしてくださいと。報告だけしてくればいいといった突き抜けたこういうアイデアで世間の注目を浴びられておるといったところでもございます。もちろんこれは話題性を集めるといった手法、目的ではあろうと思うんですけども、僕はこれ、主権者教育の1つでもあるというふうに感じておるところでもございます。少子高齢化、過疎化の進む地域における若年層への政治や社会参画への醸成、機運を高めるものである、そんなふう思うところでもございます。そこで、選挙管理委員会における主権者教育の今後の進め方について、他団体等の例も挙げてお伺いをしたいなと思っております。

**杉本副議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、選挙管理委員会といたしましては、若年層の投票率向上が課題であると認識をしている一方で、主権者教育とは、若者を選挙に行かせ、低い投票率を上げるためだけに行う教育ではなく、自らが将来の政治参加を促すきっかけとなるような取組とは何かを主眼に置いて、他団体等の事例も参考にしながら、調査研究を行っているところでもございます。その一例といたしまして、選挙管理委員会から各小学校へ出向き、選挙に関する体験授業として、実際に地域課題などの身近なテーマを決めていただき、複数の候補者に問題解決策を掲げてもらい、児童がどの候補者の政策を支持するのかを考え、自ら投票を行う模擬選挙が分かりやすく、親しみやすいとの声が他市町村の事例から上がっておりまして、本市においても検討していきたいと考えております。また、若者はSNSやインターネットから情報を得る機会が多いことに鑑みまして、市のホームページなども工夫し、例えば政治参加意識を醸成するとともに、選挙への啓発動画にリンクするなどの情報発信にも取り組んでいきたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今、総務部長のほうから選挙管理委員会のほうからも幾つか例を挙げて、今後取り組みたい内容をお聞かせいただきました。僕自身も議員活動の1つとして一環として、昨年、檀原市のある小学校の6年生を対象として、議員の仕事というテーマで出前講座を行ったり、先日は大和高田市の中学校2年生に対して、これ葛城納税協会というところの事業としてある租税教室と連携させていただいて、私からまちづくりについてというテーマで生徒に講義をさせていただきました。そこでは、5人ごとのグループをつくってもらって、そのグループの中で市長、議員という役割を決めて、自分たちの市に対しての課題、また10年後こんなまちになってほしいというようなワークショップを行って、自分たちで積極的に考える機会を

つくらせていただき、それをまた発表してもらおうといった取組を行いました。自身としても初めての取組ではありましたが、生徒たちが自分たちの住み暮らすまちの課題や未来への展望を自分事として捉え、また、政治を身近に感じていただける機会をつくれたのではないかなど実感をしております。

このように、他団体と連携しての取組も可能であると考えているところでございます。しかし、ちょっと失敗したのが、出前講座を行って総体的にはよかったですけども、反省するところもございまして、教育基本法の第14条、政治教育、第2項の条文にもうたわれておるんですけど、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならないというふうにあります。これは僕、生徒たちに話をするとき、実際のほうがより分かりやすいのかなと思ひまして、実際の政党の名前を挙げながらちょっと話した、これもしかしたら、特定の政党を支持するといったふうにとられかねないといったところもございまして、その辺はちょっと気をつけなあかなというふうに感じたところもございまして。このように、主権者教育を推進したいものの、教育基本法にある政治教育に抵触しないよう進めるには、しっかりと教職員または携わる人の政治的理解が必要になってきます。

国の考え方においても、1960年代の後半の学生運動、また、安保闘争が盛んであるときには、当時の文部省は、1969年の通知で、国家・社会としては未成年者が政治的活動を行うことを期待していないし、むしろ行わないよう要請しているとも言えると、こういういった内容でございました。しかし、近年の2015年、公職選挙法が改正されたときの文部科学省の通知では、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者として、自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要ですといった内容になっております。また、この同じ通知の中で、こうも言っておるのが、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性を確保することが求められていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されるといった内容で、教育部局としては、難しい立場にしながら主権者教育を推進していくということになると思うんですけども、それらを踏まえた上での教育長の考え、また、今後どのような取組が行われるか、考えておられるかちょっと伺いたいと思います。

**杉本副議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 主権者教育を進めるのには、子どもたちの発達段階に応じて、学校、家庭、地域が互いに連携、協働し、地域全体で多様な取組を行う必要があると考えております。主権者教育は、高等学校においては、昨年4月から導入されました新科目「公共」に明確に位置づけられまして、現在授業が展開されているところです。ただ一方、義務教育段階では、発達の段階に応じ、学習指導要領に基づいて、社会の動きに関心を持つことや、主権者として意識の涵養につながる学習を各教科等の特質に応じて推進していくこととなっております。そのため、各学校では、社会科、また特別活動を中心として進めている学習の状況につきましては、先ほど部長が答弁したとおりでございます。

今後ですけれども、今後は、各教科等の学習のみならず、子どもたちが地域活動への参加等を通して地域を活性化するための提言を行うなど、政治的中立性の確保に十分配慮しながら、体験的、そして実践的な学びを重視した教育を進めていきたいと考えております。そのため、児童会活動、中学校では生徒会活動やボランティア活動などを通じた学習活動、また、ゲストティーチャーによる出前授業なども積極的に取り入れ、住む地域の、自分たちの地域をよりよくしていくために、多角的な視点から物事を自分事として考えられるよう進めるとともに、家庭、地域、そして選挙管理委員会などの関係機関とも連携することで、主権者教育をより一層充実させたいというふうに考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。今、教育長からも主権者教育のより一層の充実をお約束していただきました。子どもたちが近い将来、社会に出たときに様々な問題に直面した際には、こういった教育が生きてくると思います。また、地域のことを思い、そして自分たちが住むまちの課題に向き合い、そして考え、行動に移していく人が増えることが、私たち政治家の願いでもあります。主権者教育というものは、投票率を上げるだけの目的ではないのは重々理解をしているところではございますけれども、社会参画、政治参画を示すのには投票率というのが指標になるのも事実でございます。さきの市議会議員選挙では無投票となったことから、この課題については様々な角度から向き合い、特に若年層への政治参画を促す必要があると考えているところでございます。教育長が今おっしゃったように、学校だけの主権者教育だけではなく、家庭、そして地域、関係機関、選挙管理委員会も含めて、そして議会としても何か連携していければと感じておるといったところでございます。

ここで、1つ提案なんですけれども、小・中学校の授業参観のときに、先ほど総務部長からの例で挙げた模擬選挙というものをしてみるといった試みというのは、ちょっとお考えになっていただきたいなと思うところでございます。これは子どもたちだけではなく、保護者にも選挙というのを身近に捉えるいい機会になるのではないかなと思います。今提案をさせていただいた以外にも、全国的には主権者教育の試みについての様々な取組がされているところでございます。税務署と連携した取組や議会と連携した取組など、様々行われております。そのような事例も参考にしつつ、推進されることをお願いをして、そしてその結果、本市の人、まち、そしてことづくりを自分事として捉えて、そして行動できる、そんな人材が増えることを期待して、次の質問に移らせていただきます。教育長、お願いします。また、学校とも相談して、授業参観のときに、ぜひともちょっと模擬選挙と行われるよう、これ学校とちょっと相談していただいて、これはもうお願いをしておきます。

続いての質問に移ります。(仮称)西の山の辺の道についてというところでございます。令和4年度、令和5年度と、施政方針にも上がっている(仮称)西の山の辺の道事業について、改めて、この事業の概要とこれまでの経緯についてをお伺いいたします。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

まず、(仮称)西の山の辺の道事業の概要からご説明させていただきます。令和3年度に



市長の発案により、葛城市、香芝市、御所市、五條市の4市の広域事業としまして、新たな観光の目玉となるようなハイキングルートの策定を行おうとする事業でございます。道のイメージとしましては、事業名称にもありますように、天理市、桜井市にまたがる山の辺の道にヒントを得たものでございまして、景観がよい二上山、葛城山、金剛山の山麓を歩くことに特化した道、のどかな自然を感じられる50年も100年も人々に愛される道をコンセプトとしております。

次に、これまでの経緯でございます。まず、市長が各市長にお声がけをされ、4市長で県庁に行かれて、連携してこの事業を実施していくということで合意をされております。その後、各市担当で協議を開始し、最初の道の構想としましては、香芝市の近鉄二上駅から五條市の北宇智駅までにまたがる約30キロメートルの道を各市の意見を聞き取って作成し、その道に沿う形で、各市にある寺社仏閣などの観光名所やお酒などの特産品、人気の飲食店を集める形でルート案を作成いたしました。その後、数回にわたり、担当者同士で打合せを行ってききましたが、各市の予算措置や人員配置等の問題があり、会議の開催が難航している事態となっております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** このルート策定については、令和4年度の予算において計上されておりましたけれども、議会にはどのようなルートで策定をされているかというのも説明がないまま、令和5年度を迎えたと、そのように認識をしております。そこで、令和5年度の当初予算において、そのルート上に看板設置の予算が計上されており、広域事業としての位置づけでもある近隣市との連携やその内容が不明確なため、減額修正をしたと、そのような経緯がございます。また、今説明のあったように、各団体間でもちょっと温度差があるように感じるところでございます。現段階において、広域連携事業として進めるには困難な状況にあるようにうかがえるが、それに対しての現在の動き、及び令和5年度当初予算で上げられていた看板設置工事費528万円については、今後予算を補正でも上げてくるのかというところをどうか説明を願いたいと思います。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 現在は、市長や副市長に3市に働きかけを行っていただいておりますとともに、他市に賛同してもらえるようなコンセプトを奈良県に協力をいただいた上で作成しようとしているところでございます。また、看板設置工事費は、今年度につきましては予算要望はいたしません。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今、副市長においては3市に働きかけを行っていただいているということについて感謝をいたします。市長においても、3市長とともにこの本事業を前向きに進めるために、奈良県に赴いて、首長の中で各市長の中で、コンセンサスを取っているといった内容の発言も聞いております。そのような動きをしているにもかかわらず、なかなか進められない現状を見ると、他市においても、どのように進んでいくかというのが見えづらいなというふう感じておられるのではないかなと考えるところでございます。どちらにしても、葛城市が、市長が

言い出しっぺなので、しっかりと音頭を取って、各市にもメリットが出る、そういうコンセプトを打ち出して、ご協力をいただく必要があると感じておるところでございます。

それらをちょっと踏まえた上で、今後どのような動きをされるかということをちょっと説明したいと思います。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 先ほど答弁いたしました、他市に賛同してもらえるようなコンセプトをまずは葛城市が作成した上で、他市に説明を行い、賛同いただくとともに、協議会の設立に当たりまして、奈良県との連携を深め、広域連携における成功事例などの情報提供や、設立後の情報発信のノウハウなどの支援をいただきながら、実現を目指してまいりたいと考えています。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 私も今年の3月の予算特別委員会にて、まずは協議会を立ち上げて、広域連携事業としての位置づけをはっきりしたほうがいいのではと提言をいたしました。本事業について議論する場所というものをつくるといったことが、第一歩なのではないかと考えたからでございます。今ご答弁にあったように協議会の設立を目指すということでございます。これについては、遅くとも頑張ってください、来年度には立ち上げをしていただきたいと考えておるところでもございます。以前にもお話をしたように本事業については、これはやり方によつたら本当に有意義な、本市にとってもメリットの多い事業になっていくのではないかなと感じておるところでございます。山麓のこの美しい道を文化や自然、そして特産品を用いて、本市を訪れる方々を増やすチャンスにもなりますし、葛城インターチェンジエリアのにぎわいを創出する地域にも寄与するものであると考えております。また、ダイヤモンドトレイルとの相乗効果というものも期待されるのではないかと感じておるところでございます。

この事業を進めていくに当たって、やはりお金というものがかかってくると思います。これの今後の予算の見通しというのはどうなっておるかというところをお伺いしたいと思います。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 予算につきましては、協議会の設立及び運営の費用、その他必要経費を令和6年度当初予算に要望させていただき予定をしております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 来年度に予算計上する予定であるという答弁でございます。これについては、本市だけの予算で済むわけではないというふうに考えております。協議会を設立するのであれば、ほか3市とも、来年度に向けて予算計上をお願いする必要があると思われませんが、その辺りはどのように考えておられますか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 令和5年度から令和6年度にかけては、(仮称)西の山の辺の道事業を広域連携事業として実現していくための機運醸成を図る期間と捉え、協議会の設立に向けて取り組んでいるところでございます。また、協議会設立のための予算等につきましては、ある一

定の方向性が見えた段階で、他市にも協力をお願いしたいと考えています。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 協議会ですので、やっぱり皆が負担をして、きっちりと協議会をつくっていただいて、その議論をする場所をつくっていただきたいということでございます。しっかりと他市にも予算を出していただけるよう協力していただき、そういう働きかけを行っていただきたいと思っております。

市長の発想で本事業を市政の方針として掲げられておりますけれども、広域連携事業のハードルの高さも、市長においては痛感されているところであると思っております。このままこの広域連携というものを外して、本市のみで進めていくつもりなのか、それとも、今までの方針のとおり4市連携して進めていくお考えか、市長としての思いをお聞かせください。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 昨年、4市の市長が県庁にお伺いいたしまして、西の山の辺の道事業を4市連携でやっていくことを表明いたし、その支援を県にお願いしてまいりました。県としても協力しましょうというご返事をいただいておりますが、自治体の状況によっていろいろと温度差があるというのは認識しております。私が考えております西の山の辺の道は、全行程ですと金剛・葛城山から屯鶴峯までの山麓地域の自然景観を楽しめるエリアでありまして、葛城市のエリアでも大和平野が望めたり、つなぐ棚田遺産にも認定された棚田もあり、日本の原風景が残るエリアをただ歩くだけで非日常が感じられる、そういった道づくりをしたい。そして、そこにたくさんの方が来てもらい、葛城市のにぎわいをつくり出したいと思って提案しているもので、西の山の辺の道は、道をつくるという事業ではなく、実は山麓エリアのまちづくりに大切で必要なものであるという認識、考え方をしております。

こうした中で、広域連携に向けてまずやらないといけないのは、葛城市がこの取組をアピールすることが大切であると考えております。葛城市として、西の山の辺の道について、まずその道にたくさんの観光客が訪れて、にぎわいのある山麓エリアになりそうなイメージが浮かぶコンセプトを作成する必要があります。4市長ともに共通の認識を持っていただいておりますので、あとは手法の問題であると考えております。各市が誇る日本文化をつなぎ合わせることや食で結ぶガストロノミーツーリズムなどを掛け合わせることによって、道の魅力を更に高める手法などが考えられます。これは、広域連携で取り組むことによってより観光資源に磨きをかけることができるものであり、広域で取り組むことによる話題性や情報発信や集客に寄与するものと考えておるところでございます。私は、西の山の辺の道は集客性や地域にもたらす経済性を十分に秘めていると考えており、大切なのは、足を止めることなくその方向に進むことだと考えるところでございます。全行程が30キロメートルでございますが、葛城市が保有する西の山の辺の道は約8キロメートルでございます。最終的な完成形は30キロメートルの西の山の辺の道でございますが、そこにたどり着くまでには、広域的な取組と葛城市のエリアでの取組、両方を並行して進めていく必要があると考えております。まず、葛城市だけでも西の山の辺の道を制定し、できれば継続的に広域連携で協議をしながら

ら、完成形に向かって進んでいきたいという考え方をっております。

以上でございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 市長の今ご答弁を聞いて、初めてちょっと結構詳しくお伝えをしていただいているのかなと今思っております。本当に道をつくるだけでなく、僕は今ちょっと響いたんは、山麓エリアのまちづくりをするというところに関して、これに関しては本当にいい取組であるし、これは山麓、これ香芝市にしても五條市にしても御所市にしても、山麓エリアというところのまちづくりということを頭に置いて道をつくっていく、これは本当に1ついいことかなと思います。コンセプトはもっといろいろ考えられますけど、それが1つの軸にあるということは、いいことかなと思っております。

最後ちょっと気になったんですけど、取りあえず葛城市だけ道を決めていくということ、それをちょっと、僕の中でそこはやっぱり協議会を立ち上げてきっちり、この葛城市からということじゃなくて、その全行程をやっぱり一旦考えていかなんところかなと。協議会をつくって、それは思います。その辺いろいろと、また市長と協議会をつくってから、いろいろと考えていただけたらいいかなと思うところがございますし、ところどころ、西の山の辺の道なんですけど、資料で（仮称）西の山の辺の道とか、仮称が取れているやつもあるんですね。令和5年度の施政方針やったら、西の山の辺の道、これ市長の思いが込められて、あえて取られているのか、やっぱり連携事業にするには、そこのネーミングというのもそのほか他市とも一緒に考えてもらわなあかんところなんかなというところでもございますので、その辺、そのタイトルも含めて、市長、またご意向のほうしていただいて、これは一緒に考えて、僕はこれいい事業やと思って話をさせていただいておるので、反対するか、潰すとかそんなことは一切ございませんので、一緒になってしっかりと広域連携事業として取り組んでいけるように、先ほどおっしゃった山麓エリアのまちづくりにつながるように、ぜひとも一緒に邁進をしていきたいなというところがございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

**杉本副議長** 西川善浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時10分をお願いいたします。

休 憩 午後2時54分

再 開 午後3時10分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

**増田議員** 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長の許可を得まして、私の一般質問させていただきます。今回の私の質問は、道路網の整備についてでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

**川村議長** 増田順弘議員。

**増田議員** それでは、よろしくお願いを申し上げます。本市の道路網の整備につきましては、必ずしも進んでいるとは言えない状況であるというふうに思うことから、今回、道路網の整備についての質問をさせていただくことになりました。今回で6回目でございます。

まず、本市の道路網の状況についてでございます。2017年に作成をされました都市計画マスタープランによりますと、広域道路網の背骨になる南阪奈道路がございます。大阪方面、関西国際空港方面に直結をしております。また、南阪奈道路と接続する大和高田バイパスをはじめ、国道24号線、166号線、168号線、県道御所香芝線、通称山麓線などがあり、都市の骨格となる道路網が形成されていると、こういうふうに記載をされております。また、近隣の道路状況につきましては、京奈和自動車道が非常に近隣で葛城市に影響のある道路であるというふうに思われます。この道路の整備の進捗に伴いまして、中南和及び和歌山方面から本市を通過する車の交通量が増加傾向にあるというふうに思われます。さらに、2026年度の完成を目指し、工事が進められております橿原ジャンクション、これが開通をしますと、和歌山方面と大阪方面、つまり、京奈和自動車道と大和高田バイパスを現状の地上に一旦下りることなく、乗り継ぎができるようになります。こういうことから、ますます本市を通過する車の量が増加すると、こういうふうに推測をいたします。このことについて、どのように分析をされておるかお尋ねをいたします。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川でございます。よろしく申し上げます。

橿原ジャンクション完成後の本市への影響ということでございます。橿原ジャンクションの大阪から和歌山ルートに係るBCランプは、令和8年の春から供用されます。これにより、市内の国道165号大和高田バイパスについては、レジャー等による交通量が増加すると予想されております。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** この先の質問につきましては、現在、本市内において計画、要望、建設中の道路整備について、その進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをしております。

まず、大和高田バイパスの未完成部分についてでございます。ここは、大和高田バイパスの側道部分に当たる今後、第4工区がスタートする部分のバリケードを張った状態の写真でございます。この道路につきましては、南阪奈道路の一部を構成し、和歌山、大阪経済圏の連結強化、関西国際空港のアクセスの強化を図るとともに、こっから大事なんですけども、香芝市、大和高田市、橿原市の市街地における国道の交通混雑の緩和を図るために設計された道路であると。現状、国道165号線というのは、現存して香芝市、大和高田市、橿原市を通っているんですけども、非常に混雑するというので、葛城市にこのバイパスをつけたというのもこの道路の計画の1つの根拠であると。こういうことをちょっと皆さん方も頭に入れておいていただきたい。起点は橿原市四条町から香芝市穴虫が終点でございます。経路としては、本市につきましては、太田、竹内、當麻、加守と、こういうふうに通過をしてまい

ります。その間の太田から當麻までの間が未完成となっております。この整備に向けての進捗状況、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 大和高田バイパスの進捗についてでございますが、弁之庄から當麻寺交差点の4工区の工事につきましては、未着手でございます。用地取得につきましては非公開とされておりますが、机上で測りますと約30%となっており、竣工予定につきましても非公開であります。

以上です。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** この道路の完成によりまして、近隣の生活道路を通り抜ける交通が転換するとともに、歩行者の安全性が向上すると。こういうふうに関のほうの国土交通省に向けて、地元の市長である阿古市長もコメントをされております。私も周囲の住民の方々から、早期の解決を望む声をたくさんいただいております。その理由は、先ほど紹介しましたように、現状、この道路ができないことで、生活道路を利用して通り抜け通行による歩行者の危険性が高いということであるがために、地元としては早くこれを解決してほしい。こういう願いが非常に多く出ておりますので、ご承知おきを願います。

しかし、今のこの答弁のままでは不安しか残りません。数年前までは、非常に進捗をして、見通しが立っているかのような説明をいただいていたのが、この現状では非常に残念な心境でございます。事業の前進に向け、市長からも国に対する要望、しっかりとお伝えをいただきたいようお願いを申し上げます。

次に、市道兵家・南今市線についてでございます。この道路につきましては、旧當麻町時代に整備をされ、現在、市道に位置づけられているものでございます。県道御所香芝線の兵家から南今市の農道八川1号線までの道路でございます。南今市集落内の一部の区間が通行できない状況でございます。写真のとおり、道の真ん中でガードレールが通り抜けできませんという道路となっております。途中まで行って、行けなくなっておると。原因は、この道路を横切る道が通学路となっておる。詳しく言いますと太田、それから地元の南今市、それから大畑、この3集落の児童・生徒がここを通過して磐城小学校に通学をされておると。こういう道路に横切った形で兵家・南今市線が横切っておると、こういうことでございます。地元からは、信号機を設置するなど、交通安全対策を講じていただきたいという要望が出ておるわけでございますけれども、それに対応できないため、このような状況になっておると、こういうふうに向っております。今後どのように進めようとされているのか。

また、地元からは、ちょっとこの地点から西のほうに行きますと、カラー舗装で、非常に景観も含めていい環境なんですけれども、非常に劣化が激しくて、舗装の改修要望も出されておると。それにも対応されておらないというふうなことで、地元からはそういう意見も出ております。この道路につきましては、先ほどの大和高田バイパス4工区と西のほうで神社の近くで交わるルートでもございます。さらに、後から出ます弁之庄・木戸線に交わるころまでの延伸計画も道路計画図に示されております。今後の周辺道路交通量の増加が見込ま

れる中で、重要な役割を持つというふうに思われることから、早急な対応が必要と思われると思います。この道路のことにつきましての課題解決に向けてのご答弁を求めます。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** まず、舗装の劣化箇所の改修についてでございます。地元自治会と舗装改修に向けて協議を行っておるところでございます。また、南今市地内の不通箇所の解消につきましては、信号の設置の要望も含め、所管します警察と協議をしております。信号については、通行量等により設置がかなり難しいとの回答をいただいております。信号については、事故防止のため交差点のカラー舗装や路面標示など、交通安全対策を講じることで、不通箇所の解消に係る同意が得られるよう協議を進めておるところでございます。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。警察協議においては、今ご説明ございましたように信号の設置が難しい。以前は、集落内の細い道路であるがために、信号をつける条件として対向できる道幅がないというふうな理由も、設置できない、警察協議の中での理由やというふうに伺っておりました。

先日、私、大和高田市内を通っていますと、非常に狭隘な狭い、対向できない道路のところに信号機がついていました。これは、こんなもありかなというふうに思ったんです。それは何かというと、点滅の赤、もしくは黄色の信号です。これは非常に狭い道であっても、信号機を設置しておられる1つの例かなというふうに思いました。もう一つは、新庄、中道・諸鍛線にありますように、西東の兵家・南今市線の道路を通過する車が、南今市集落内で一旦停止をして、安全確認をして渡れというふうな対策も、以前からご提案申しているわけでございますけれども、なかなかそういう要望も通じておらないように思いますので、今後は、各方面いろんな角度から、この解決策に向けて早くあのバリケードが取れるように、通れるようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、弁之庄・木戸線についてでございます。この道路計画につきましては、大和高田バイパスから北方面の道路、これが以前の答弁の中にも、部長のほうから答弁いただいたように、北方面の道路が非常に脆弱であると。これ赤いのが大和高田バイパスですね。ここから北向いて、要するに當麻方面に向いて行こうと思ったら、手前の疋田1号線か山麓線、それ以外は、これ見ていただいたら分かるように点線ばかり。造ろうと思っているけど、まだできていないという道ばかり。この北方面の道というのがちょっと不足していることが、一番の葛城市の道路整備の弱点、弱いところであんのかなというふうに思います。尺土駅のアクセスを強化、こういったこともこの弁之庄・木戸線の設置の目的であるというふうにあります。

それから、周辺の道路、これないから、周辺の道路を利用されております。皆さんも方もご承知のとおり、かろうじて自動車が擦れ違う程度の道路、もしくは軽四すら対向できない道路、こういった道路を抜け道として、この北方面に向けて山麓線が混むから、集落内、生活道路内を利用されておると。近くには公立の保育所もあって、朝夕の特に雨の降る朝晩の通勤ラッシュには、もう信号待ち等々が数珠つなぎになっておるといふ、非常に危険な状態

であるというふうな課題のあるエリアでございます。弁之庄・木戸線の今後の計画についてご答弁を求めます。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 令和3年度に予備設計を行い、ルート案を基に県と協議を行っております。事業実施においては、補助金獲得が必須となります。協議において、補助事業の対象となるには、尺土駅前周辺整備事業の進展が必要であるというような内容となっております、(仮称)弁之庄・木戸線に接続することとなる八川保育所・尺土線の進捗状況を見ながら、引き続き県、国と協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 道路整備につきましては、今、安川部長もご説明いただきましたように、財源が非常にボリューム大きくございます。市の財政を見たときに、やはり国の支援、これを求めていくということが必須になってくるというのは十分承知をしております。しっかりと市長のほうにも、国会議員、それから県等に強く要望をしていただくようお願いを申し上げておきます。

この道路につきましては、先ほどの交通混雑という目的のほかに、これ葛城市の地図を広げて4つに割ったときに、どの辺やというたら、ちょうどその4つに割った真ん中の点がこの道路周辺なんです。要するに葛城市の中心的な位置にあって、今後の都市計画の中では重要なポイントになるというふうに思います。また、當麻、それから新庄、道路を挟んで、大和高田バイパスを挟んでどうもつながりが悪い。この真ん中に、この道路によって、この両地域をつなぐ重要な役割も果たせる道路であるのかなと。こういうようなことから、私も記憶にありますけれども、合併当時の計画の中で、一旦は非常にウエートの高い道路計画であったわけでございますけれども、もう今はもうこういう点線の都市計画道路にも入っていない道路になってしまっているんですけども、将来的には非常に重要な意味を占めておりますよということを強くお願いしておきます。

次には、今回7つ用意しましたので、4つ目でございます。次は尺土駅周辺整備事業についての道路部分でございます。直近ではエレベーターの設置工事がもう既に、あそこに何建っているのというたらエレベーター設置用の飯場もできて、エレベーターの設置工事が進められようとしております。駅南側の道路につきましては、未整備の状態でございます。しかし、もう既に葛下川の橋から西、磐城第2保育所まで、それから駅南の出口から東、突き当たりまで、ここは道路工事が完了しております。この間の道路におきましては、この間というのは未整備区間、この間の道路におきましては、既にもう恐らく必要な道路用地の買収は取得をされておるというふうに認識をしております。未改修部分につきましては、ロータリー部分の一部の用地であるのかなというふうに認識をしておるわけでございますけれども、さきの総務建設常任委員会のところでも説明をいただきましたけれども、暫定道路を設置して、一方通行方式で道路整備をするという計画も説明をいただきました。この工事に関しての道路用地は確保されておると私は認識しておるわけでございますけれども、なぜ工事に時



間がかかっているのか、着手されないのか説明を求めます。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** エレベーターの設置の件、暫定道路についてですが、駅舎南側からの利用者が多いことから、駅利用者、特に高齢者や障がい者について、バリアフリー化による利便性、安全性の向上を考慮し、まずは、エレベーターの設置工事を進めております。周辺の道路環境につきましては、通学路であることを勘案し、エレベーター設置後、暫定道路の整備を行っていく予定でございます。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 私が、早期の着手を望むという理由の中には、今若干、部長のほうからも説明ございましたけれども、この道路につきましては、児童・生徒の通学路であるということでございます。これもう、これ以上狭かったら車が通れないというぎりぎりの道幅なんです、今ね。一部分ですけど。これをいつまで解消してくれへんのと。向こう空いているでしょう、北空いているんでしょうと。せめてその部分だけでもちょっとバリケード押して、この写真撮ってきました。これは、葛下川橋から東方向、ここがバリケード、ばしっともう止まっておると。これ残っているこの非常に狭い部分です。ここを約2メートルですか、2メートル50センチメートルぐらいの幅を通られているんですよね。非常に困っておられます。車で通られる方も、通学される児童・生徒も非常に心配をされております。

また、私、エレベーターのことを誤解せんと聞いておいてくださいね。エレベーターを利用されている方も、あの環境の中では、私、エレベーター乗り降りするための動線があまりにも不十分過ぎると。同時進行でもよかったのと違うかなと。エレベーターと、それから前の道路の整備が同時に完成して初めて、エレベーターに乗られる高齢者と体の不自由な方々の手助けになります。エレベーターついただけでは、どこに車止めてどうやって歩いて、あのエレベーターまでたどり着くんかなと。あのバリケードまめしの周辺の環境からいくと、すぐにでも同時発進でも、重なった工事でも、時期を重ねても、私は並行して同時完成する必要がある。これは、通学路と、それからエレベーターを利用される高齢者、それから障がいのお持ちの方々のエレベーター利用者の両面の安全確保のためには、早急な対策を望んでおるということを十分ご承知おきを願いたいというふうに思います。

次に、中道・諸鍛線でございます。この道路につきましては、大和高田バイパス、弁之庄の諸鍛神社付近から県道寺口北花内線までの間を結ぶ市道でございます。周辺は住宅開発が進みまして、人口増加の中心的位置でございます。しかし、写真にございますとおり、一部の区間で非常に危険と思われる狭隘な箇所が見受けられます。今後、この箇所の改善、どのように進められるようにお考えかお尋ねをいたします。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 現在、新庄小学校の西側道路については、道路が狭い状態であります。ただ、今までどおりの計画として進めているところでございます。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 学校給食センターが、2つが1つになった時の学校給食センター跡地利用の中に、この道

路拡幅のために有効に活用するといったような説明も伺いました。今は有効に車を止められるように活用されているわけでございますけれども、道路、こういう狭隘な、もうほんまに車1台が通れるぎりぎりの道路の改修でございます。一日も早い拡幅工事、学校の教室等にも影響があると、こういうふうなことも聞いておりますので、十分な内部での協議を重ねていただきまして、早期の解決を望んでおきます。

次に、新町・柳原線でございます。この写真は、一番、新町・柳原線の道路の東から西のほうに向いたところの現在の状況の写真でございます。一番東の部分で擁壁の工事が行われておるとい状況でございます。今後の工事の予定、それから、この道路の設置につきましては、いろいろと議会でも議論がございました。目的といいますか道路拡幅、工業系ゾーンの設置、こういったものを進めるための道路であるというふうに聞いております。そうなった折の、非常に期待をする企業誘致につきましてのお考えも含めてお尋ねをいたします。先に道路のほう。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 道路の工事につきましては、県道榎原新庄線の交差点より西へ、順次工事を進めております。今年度は、道路の南側の擁壁と水路の工事を行っております。

以上です。

**川村議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新村工業系ゾーンの企業誘致につきましては、現在は業種の絞り込みは行っていませんが、地元で雇用を生んで、地域に喜んでもらえるような企業の誘致を県と連携を密に取りながら、慎重に進めてまいります。なお、誘致する企業につきましては、事業規模や周辺環境に考慮しているかなど、葛城市の希望条件を定め、それに合ったところと優先的に交渉していきたいと考えております。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 植田部長のほうからは、企業誘致につきましてご答弁いただいたわけでございますけど、私も今おっしゃった意見に賛成でございまして、企業誘致につきましては、市にとっては地域住民の意見、これが非常に重要であるというふうに思います。一昔前であれば、工場ができる。ある知事が有名なお言葉をされたんが記憶に私もあるんですけども、煙突のあるような工場は誘致したくないというふうな、非常にそういう分かりやすい、煙が地域住民に害を与えると、こういった時代のそういう工場は誘致しませんよといったような知事の名言があるというふうなことも聞いた記憶がございまして。やはり地元の方にとって、こういう企業に来てほしい、こういう会社で働きたいみたいな地元の声をしっかりと聞きながら、誘致をしていただきたいなというのを強く思うわけでございます。そんなに昔の話じゃないですけども、ここ数年前にも企業誘致によって、地元の反対によって、移転を余儀なくされた企業もあるというふうにも伺っておりますので、慎重に進めていただくことをお願い申し上げたいと思います。

それから、道路につきましてでございます。このエリアにつきましては、県のほうの考え

方も、御所インターチェンジ周辺エリア、御所市の工業系ゾーン、工業団地と1つの固まりとして振興していくんだと、こういうふうな県のお話、今もそういう考え方やというふうと思うんですけども、この地域からは御所もある、御所インターチェンジにも近い、県道整備をしていただいていますので、非常にアクセス、道路環境はいいというのは分かります。それと、葛城川沿いに北方面、こちらの道路が整備されれば、大和高田市から大和高田バイパスに乗るというルート、これも大阪圏に向けてのアクセス強化に非常につながって、条件のいい工業系ゾーンになるというふうに私思うんですけども、どうも葛城川沿いの北方向の動線が狭い。ほとんどが大和高田市エリアでもあるというふうなことから、整備が進めにくいというふうな状況かと思われませんが、この箇所の改善に向けた協議、どのようにされておるのかお尋ねをいたします。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** この道路につきましては、高田土木管内将来道路網構想に重要路線として位置づけております。県に対し、道路拡張要望をしております。また、大和高田市とも協議をしているところでございます。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 協議をしていただいているということは承知しましたけども、進むのか進まないのか、その辺のところも、最後まとめて市長のほうにお聞きをしますけれども、非常に中途半端など、その状況が山積みでございます。

次に、ちょっと見通しの明るい道路、国鉄・坊城線についてでございます。JR高架下の工事につきましては、今年度中に完了するというふうに伺っております。この完成によって、同時に、もう国道24号線まで行けるようになるのか。まだ信号もついていないという状況なんですけども、せっかく通ったこの高架下の道路が、いつ実際に供用できるようになるのかお尋ねをします。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** JRの架道橋道路から国道24号線までの間につきましては、道路改良工事は完了しております。国道24号線との交差点の安全対策については、警察と協議を進めているところでございます。今後の工事につきましては、架道橋西側、仮設道路の撤去工事を行い、用地取得ができ次第、道路改良工事を進めていきたいと考えております。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 東のほうの道路のことを今、最後おっしゃっていた。分かりました。分かりました。架道橋から国道までは年度内の供用開始と同時に国道24号線、信号はないけども抜け通ることができるようになると、こういうふうな理解でよろしいですか。分かりました。

長らくこの間、もう4年になりますか、笛堂の地域の方につきましては、西の方面への交通が非常に不便を来していただいております。一日も早い開通を願っておるところでございますので、よろしくお願ひします。

以上、市内の7路線の未完成道路に対する現状と今後の見通しについて、お尋ねをいたしました。ほとんどの道路が問題を抱えて、見通しが立てにくい状況の道路も複数あったかという

ふうに思われます。しかし、未完成のまま終わってしまうと、非常に多額の今日までつぎ込んだ費用が、有効に使用できない。値打ちが発揮できない。こう言っても過言ではございません。早期の完成を切に願うわけでございます。

次に、古い道路についてお尋ねをします。本市におきましては、飛鳥時代、国道1号線ですか、竹内街道をはじめ複数の街道と呼ばれる古い道路が、今なおその面影を残して存在しております。その1つが下市街道、これは皆さん方もちょっと耳慣れない道路かと思えますけれども、起点は竹内街道と交わる長尾神社から吉野郡下市町まで。この道路が栄えたというのは山上ヶ岳に参られる方々の信仰街道といいますか、そういった高野山街道とか、お伊勢さん参り街道とか、そういった部類の1つの古い街道でございます。ルートとしては、長尾から南今市、大畑、それから弁之庄、新庄、西辻、こういった地域を通るコースでございます。今なお、街道各所には歴史遺産が残っております。長尾からずっと歩いて、その道を歩いていくと、もうちゃんと300年前ですか、道しるべといいますか、右行きなはれ、左行ったら吉野へ行けますよと、そういう道案内の道しるべが全ての角々で残っていると。それからそれ以外にも、いろんな南今市には孝女伊麻、それから虎女、それから新庄には太鼓橋とか、いろんな時代時代の歴史遺産が残っておる。こういったことで、ハイキングであったり、サイクリング、こういったコースとしても非常に評価されるべき道路であるというふうに思います。先ほどの西の山の辺の道構想と併せて、周遊的にぐるっと西のほうと東のほうと、こういった1つの周遊ルートとしてのハイキング、サイクリング、こういったコースとしての検討はできないものか、お尋ねをいたします。

**川村議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 旧街道の観光振興につきましては、現在、観光ボランティアガイドの会のミニウォークや歴史街道リレーウォーク等におきまして、多くの歴史的観光資源を活用し、参加者に葛城市の歴史を紹介しております。中でも長尾神社から接続する下市街道には、先ほど増田議員おっしゃいましたように、大磯の虎女旧跡や孝女伊麻旧跡、飯豊天皇陵、角刺神社などの歴史的観光資源が多く存在いたします。今後は、葛城市としましても、市のホームページや、今年度、道の駅かつらぎの観光インフォメーションに導入を予定しておりますデジタルサイネージを最大限活用して、旧街道沿いに残る観光資源にまつわるストーリーを広く紹介し、その歴史の伝承に力を入れてまいります。また、旧街道沿いの観光資源の中には、道が狭窄している部分が存在しているものもありますので、道路管理者と協議し、観光客の安全対策を行ってまいります。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 今現存している道を活用するというのでございますので、そんなにこのルートを1つの観光ルートとしても、コスト的にはそんなにかからないかなというふうに思いますし、先ほど紹介していただきました数々の歴史遺産を探索していただく非常にいいコースであるのかなというふうに思います。

ただ、最後に部長がおっしゃいましたように、この道路につきましては、非常に狭い。軽四が対向できない箇所がほとんどです。長尾の村の中、南今市の村の中、大畑の村の中、ほ

とんどが、弁之庄も。そういったなぜ狭いかというと、逆に言うと、当時のままの幅ということなんです。当時のままというのは、その当時にあれだけの幅の道を街道としてつくられたということなので、当時としては十分あれでよかった。荷車であったり、そういった通行には十分通用したわけでございますけれども、現在では、軽四ですら対向できない道路であると。にもかかわらず、冒頭にもお話ししましたように、住民の生活道路に加えて、周辺の幹線道路等の整備が遅れていることによりまして、渋滞を避ける通過車両、これが非常に多く、抜け道として利用されておると。このような道路につきましては、生活道路としての活用に加え、観光振興の活用といった先ほど部長もおっしゃられましたように、安全・安心な道路に道路管理者として進めていく必要があるのかなと。これはこれ、これはそういう用途に別に1つの道路としての運用ができるような、そういう整備を望んでおきます。

都市計画マスタープランには、集落地内の道路状況について、十分な道路体系の整っていないところを中心に、整備効果や地域の協力体制などを踏まえた上で、順次、生活道路の整備を進めてまいりますと、こういうふうに、この生活道路の整備を前向きに進めるというふうに、2017年にマスタープランの中でうたわっているんですけども、ちょっと進捗が思わしくないなど。この言葉はちょっとうまく書いているなどと思って紹介させていただきます。ウィキペディアには、生活道路について次のように解説をされております。生活道路の多くは歩行者や自転車等の軽車両のための道として設計されており、自動車交通の便にはあまり考慮されていないが、一方で、幹線道路をつなぐ抜け道とみなし、渋滞や信号、交差点を迂回するために、この生活道路を抜けようとする者もいる。抜け道の問題に関しては、特に都市計画の芳しくない地域で発生しているということでございます。都市計画の芳しくない地域がこういう整備が遅れていると。葛城市もそういうふうには言われないように、都市計画、しっかりと進めていただきたい。このような状況を踏まえて、通過車両、どのように今後整備、検討されるのかお尋ねをいたします。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 集落地内の道路を拡張することについては、難しい箇所もございます。集落地内に流入しております車両を減らすためにも、先ほど答弁させていただきました路線につきまして、早期の完成をすることに努めてまいりたいと考えております。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** 早期の開通に最大限のご努力をご期待お願い申し上げます。

本市の立地から見て、大阪、和歌山、県中南部地域、もうこのエリアの言わば要の部分やと思うんです。京奈和自動車道を経由して大阪に向かうというこの要の位置の、その要の役割を十分果たせることが望ましいんですけども、数々の遅れから、その要の役割を十分発揮されていないのかなと。これでは、香芝市、大和高田市、橿原市が渋滞を避けて、単なるその渋滞を葛城市が背負っただけになってしまうんです、今のままであれば。背負った以上は、しっかりとこの大和高田バイパスの開通があってこそ、初めてこの効果というのが生まれてくるというふうに思います。当然のこと、広域圏の道路でございますので、国道に関して、県道に関して、市に対して、部長に対して、市長に対してどうこう言っても、これは国道は

国が、県道は県が、しっかりと道路管理者としての責任を果たしていただきたいというのは、これは当然のことでございます。しかしながら、生活道路に関しては、市民生活に活用されるための道路であると。それと市道であるというふうなことから、市が責任を持って守っていただきたい。市民を守っていただきたい。こういうふうには、市に対しては、生活道路を守るために県道、国道の工事を整備を早く進めるように、市としてもご努力をいただく必要があるのかなど。これは、私先ほどの香芝市、大和高田市、橿原市の165号線の大和高田バイパスを葛城市にバイパスをつくった効果については、この整備をしっかりとやることによって、葛城市の道路を利用される方の通過車両等々の経済効果をフルに活用すれば、しっかりと葛城市に利益が、収益が、税金がしっかりと確保できる非常にチャンスであるというふうには捉えていますので、通過車輛を弊害と見るのではなしに、経済効果としての道路整備をしっかりと国、県に進めていただくよう、市長のほうにお願いしておきます。道路の整備、道路網の整備について、市長のお考え、しっかりとお聞きをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 広域的な幹線道路の進捗状況による影響で生活道路への流入につながっております。交通の流末に至る市道を事前に整備していくことはなかなか困難であると考えております。各道路管理者と十分連携を取り、適時要望活動も行いながら、道路整備を進めてまいります。また、狭隘な道路の解消については、地元とも十分協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 増田議員。

**増田議員** これは私の推測なんですけども、どうも道路整備、奈良県内の京奈和自動車道の道路整備についても鈍化している。進展がどうも進んでいない。先日、ある会合でお話しされたんが記憶にあるんですけども、京奈和自動車道の予算が止まった。理由は知りませんよ。止まった。こういうふうなお話。それから、先ほどの御所インターチェンジ周辺の県道整備につきましても、予算がなかなか確保しにくいと。進捗、用地買収も含めてですけど、少し鈍化していると。こういった道路整備に向けての鈍化している事業があちこちに見受けられる。片や、大阪・関西万博、私大阪万博ばかり思っていたんですけど、関西がついているんです。関西がついていたら、この周辺の奈良、これ、万博に向けてこの道路状況で万博の誘致というのがうまく受け入れられるのかなど、こういう不安も募っておりますので、国に対して、いろいろ事情はございますでしょうが、しっかりと要望つないでいただきたいなと思っております。

冒頭の説明にもございましたように、本市の交通量は、周辺の道路整備の進化に伴いまして、ますます増加する傾向にございます。整備の遅れによりまして、市民生活にこれ以上支障が起きないよう危機感を持って、積極的な取組を切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**川村議長** 増田順弘議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時08分